

第六十五回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第 十 九 号

昭和四十六年五月十九日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 加藤常太郎君

理事 本名 武君

理事 古川 喜一君

理事 池田 清志君

理事 佐藤 守良君

理事 羽田 孜君

理事 林 義郎君

理事 安宅 常彦君

理事 武部 文君

理事 中野 明君

理事 土橋 一吉君

出席國務大臣

郵政大臣 井出一太郎君

出席政府委員

郵政政務次官 小淵 恵三君

郵政大臣官房長 野田誠二郎君

郵政省電気通信監理官 柏木 輝彦君

郵政省電気通信監理官 牧野 康夫君

郵政省電波監理局長 藤木 榮君

委員外の出席者

参(考)人 板野 學君

参(考)人 甘利 省吾君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 新川 浩君

参(考)人 木村 光臣君

参(考)人 増森 孝君

参(考)人 有竹 秀一君

参(考)人 米田 輝雄君

参(考)人 古橋 好夫君

参(考)人 三輪 正二君

参(考)人 佐々木久雄君

参(考)人 小川 平二君

参(考)人 大久保武雄君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 羽田 孜君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

参(考)人 森 喜朗君

電話加入権売買業者の公認制度創設に関する請願(内海英男君紹介)(第六二四九号)

同(原田憲君紹介)(第六二五〇号)

同(五月十七日)

電話加入権売買業者の公認制度創設に関する請願(金子岩三君紹介)(第六四八六号)

同(菅野和太郎君紹介)(第六四八七号)

同(菅野和太郎君紹介)(第六四八八号)

同(菅野和太郎君紹介)(第六四八九号)

同(菅野和太郎君紹介)(第六四九〇号)

同(中山正暉君紹介)(第六四九二号)

同(西尾末廣君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

同(金子岩三君紹介)(第六六二七号)

本日(の)会議に付した案件
有線テレビジョン放送法案(内閣提出第一〇二号)

逓信行政に関する件(国際電信電話株式会社事業概況等)

小委員長からの中間報告聴取

○金子委員長 これより会議を開きます。

有線テレビジョン放送法案を議題とし、審査に入ります。

有線テレビジョン放送法案

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 施設(第三條・第十一條)

第三章 業務(第十二條・第十六條)

第四章 雑則(第十七條・第二十四條)

第五章 罰則(第二十五條・第三十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめること

によつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ)であつて、有線ラジオ放送業務

をいう。

第三條 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめること

によつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ)であつて、有線ラジオ放送業務

をいう。

第三條 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめること

によつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ)であつて、有線ラジオ放送業務

をいう。

第三條 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめること

によつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ)であつて、有線ラジオ放送業務

をいう。

第三條 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめること

によつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。

2 この法律において「有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を行なうための有線電気通信設備（再送信を行なうための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）をいう。

3 この法律において「有線テレビジョン放送施設者」とは、有線テレビジョン放送施設を設置することについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

4 この法律において「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線テレビジョン放送の業務を行なう者をいう。

第二章 施設

（施設の許可）

第三条 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行なおうとする者は、当該施設の設置について、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、その規模が郵政省令で定める基準をこえない有線テレビジョン放送施設については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、施設を設置する区域その他の施設計画、使用する周波数、有線テレビジョン放送施設の概要その他郵政省令で定める事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

（許可の基準）

第四条 郵政大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 その有線テレビジョン放送施設の施設計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものであること。

二 その有線テレビジョン放送施設が郵政省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その有線テレビジョン放送施設を確実に設置し、かつ、適確に運用するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

四 その他その有線テレビジョン放送施設を設置することがその地域における自然的社会的文化的諸事情に照らし必要であり、かつ、適切なものであること。

（欠格事由）

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三條第一項の許可を与えないことができる。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらがその議決権の五分の一以上を占めるもの

五 第十八条第一項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

六 この法律、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 法人又は団体であつて、その役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

（施設の設置期限）

第六条 有線テレビジョン放送施設者は、郵政大臣が施設を設置する区域を区分して指定する期間内に、第三條第一項の許可に係る有線テレビジョン放送施設を設置しなければならない。

2 郵政大臣は、有線テレビジョン放送施設者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の規定により指定した期間を延長することができる。

3 有線テレビジョン放送施設者は、第三條第一

項の許可に係る有線テレビジョン放送施設を設置したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（変更の許可等）

第七条 有線テレビジョン放送施設者は、第三條第一項の許可に係る同条第二項の申請書に記載された施設計画、使用する周波数又は有線テレビジョン放送施設を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、有線テレビジョン放送施設の変更であつて、郵政省令で定める軽微なものをしうとするときは、この限りでない。

2 有線テレビジョン放送施設者は、前項の規定による許可を受ける場合を除くほか、第三條第二項の申請書に記載された事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（施設の維持）

第八条 有線テレビジョン放送施設者は、第三條第一項の許可に係る有線テレビジョン放送施設を第四條第二号の郵政省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

（施設の提供義務）

第九条 有線テレビジョン放送施設者は、有線放送の業務を行なうとする者からその業務の用に供するため第三條第一項の許可に係る有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを受けたときは、郵政省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならない。

第十条 有線テレビジョン放送施設者は、有線テレビジョン放送施設の使用料その他の使用条件について契約約款を定めなければならない。

2 前項の使用条件は、郵政省令で定める基準に適合するものでなければならない。

（施設の廃止の届出）

第十一条 有線テレビジョン放送施設者は、第三條第一項の許可に係る有線テレビジョン放送施設を廃止しようとするときは、あらかじめ、そ

の旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第三章 業務

（業務の届出）

第十二条 有線テレビジョン放送事業者とならうとする者は、当該有線テレビジョン放送の業務区域、再送信業務の有無その他郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。

有線テレビジョン放送事業者が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（再送信）

第十三条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三條第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第九条第一項第一号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の受信の障害が相当範囲にわたる発生し、又は発生するおそれがあるものとして郵政大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送を行なう放送局（放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。）を開設しているすべての放送事業者（放送法第四条第一項に規定する放送事業者をいう。以下同じ。）のテレビジョン放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送を再送信するときは、この限りでない。

（役務の提供条件の認可）

第十四条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、前条第一項の規定によりテレビジョン放送を再送信するときは、

あらかじめ、当該再送信の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること。

二 前条第一項の規定によるテレビジョン放送の再送信及びその再送信以外の有線放送をあわせて行なう場合にあっては、当該再送信の役務の提供のみについて契約を締結することが出来るものであること。

三 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者及び受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(番組の編集等)

第十五条 放送法第三条の規定は、有線テレビジョン放送の放送番組の編集について準用する。

2 放送法第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二及び第五十二条の規定は、有線テレビジョン放送事業者の放送番組の編集又は有線テレビジョン放送について準用する。

3 有線テレビジョン放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

4 放送法第四十四条の三第三項から第六項まで並びに第四十四条の四第一項及び第三項の規定は、審議機関について準用する。この場合において、同法第四十四条の三第三項中「次条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項」と、「会長」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者」と、同条第四項中「会長」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者」と、同条第五

項中「中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は」とあるのは「審議機関は、」と、同条第六項中「経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者が委嘱する。この場合において、その三分の一以内は、当該有線テレビジョン放送事業者の役員又は職員をもつて充てることができる。」と、同法第四十四条の四第一項及び第三項中「会長」とあるのは「有線テレビジョン放送事業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送については、適用しない。

(業務の廃止の届出)

第十六条 有線テレビジョン放送事業者は、当該業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、第十一条の規定により有線テレビジョン放送施設の廃止の届出があつたときは、この限りでない。

第四章 雑則

(改善命令)

第十七条 郵政大臣は、有線テレビジョン放送の施設の運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送施設者に対し、有線テレビジョン放送施設の施設計画の変更、使用する周波数の変更、使用条件の変更その他の有線テレビジョン放送施設を改善すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第十三条第一項の規定によるテレビジョン放送の再送信の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、当該再送信の役務の提供条件の変更その他当該再送信の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。(許可の取消し等)

第十八条 郵政大臣は、有線テレビジョン放送施設者又は有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 不正な手段により第三条第一項又は第七条第一項の許可を受けたとき。

二 第五各号（第五号を除く）のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第六条第一項、第七条第一項、第八条、第九条、第十条第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

四 前条の規定による命令に従わないとき。

2 郵政大臣は、有線テレビジョン放送事業者が

第十二条後段、第十三条第二項、第十五条第二項において準用する放送法第四条、第四十四条第三項、第四十四条の二若しくは第五十二条、第十五条第三項又は同条第四項において準用する同法第四十四条の四第一項若しくは第三項の規定に違反したときは、三月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。

(許可等の条件)

第十九条 許可又は認可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告及び検査)

第二十条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線テレビジョン放送施設者に対し、有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、有線テレビジョン放送施設を設置する場所に立ち入り、有線テレビジョン放送施設を検査させ、又は政令で定めるところにより、有線テ

レヴィジョン放送事業者に対し、有線テレビジョン放送の業務の状況の報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電波法の準用)

第二十一条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七章の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て及び訴訟に準用する。

(手数料)

第二十二条 第三条第一項又は第七条第一項の許可を申請する者は、審査に要する実費を勘案して郵政省令で定める額の手料を納めなければならない。

(適用除外)

第二十三条 この法律の規定は、次に掲げる有線テレビジョン放送については、適用しない。

一 臨時かつ一時の目的のために行なわれる有線テレビジョン放送

二 一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域）において行なわれる有線テレビジョン放送（公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接視聴されることを目的として行なわれるものを除く。）

三 車両、船舶又は航空機内において行なわれる有線テレビジョン放送

四 前三号に掲げるもののほか、郵政省令で定める有線テレビジョン放送

(省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の執行について必要な細則は、郵政省令で定める。

第五章 罰則

第二十五条 第三条第一項の規定に違反して有線テレビジョン放送施設を設置した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十三条第一項の規定に違反した者又は第十八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けずにした者
二 第十五条第二項において準用する放送法第四十条第一項の規定に違反した者
三 前項第二号の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十四条第一項の規定による認可を受けた契約約款によらないで、テレビジョン放送の再送信の業務を行なつた者
三 第十七条の規定による命令に違反した者
四 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第二十七条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

第三十条 第六条第三項、第七条第二項、第十一条又は第十六条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に有線テレビジョン放送施設(第三条第一項ただし書に規定するものを除く)を設置している者は、この法律の施行の日から六十日以内に、同項の規定による許可の申請をしなければならない。その申請に対して許可又は不許可の処分があるまでは、その者は、有線テレビジョン放送施設者とみなす。

3 この法律の施行前に有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第三条の規定による届出書を提出して、この法律の施行の際現に第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務を行なっている者は、第十二条の規定による届出をしたものとみなす。

4 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に有線放送業務の運用の規正に関する法律の規定に基づいてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 放送法の一部を次のように改正する。
(放送法の一部改正)
第九条の三の見出し中「宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団等」に改め、同条中「宇宙開発事業団」の下に「及び有線テレビジョン放送法(昭和四十六年法律第百三十五号)第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者」を加える。

第四十八条第一項第一号中「宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団等」に改める。

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第二十五号中「有線放送業務の運用の規正に関する法律」を「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に改める。

8 有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部を次のように改正する。
(有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)
「有線放送」を「有線ラジオ放送」に改める。
「有線放送業務の運用の規正に関する法律」を「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に改める。

9 有線電気通信法の一部を次のように改正する。
(有線電気通信法の一部改正)
本則中「有線放送」を「有線ラジオ放送」に改める。
「放送」を「ラジオ放送」に改める。

10 有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「有線放送業務の運用の規正に関する法律」を「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に改める。

11 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第一号中「放送の規律(有線放送の業務の運用の規正を含む。以下同じ。)」を「放送(有線放送を含む。以下同じ。の規律)」に改める。

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「及び有線放送業務の運用の規正に関する法律」を「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に改める。

第二十一条第二項中「有線放送業務の運用の規正に関する法律」を「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に改める。

理由
近時、有線テレビジョン放送が国民の文化的日常生活にとつてきわめて有用なものとなつてゐる。実状にかんがみ、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十條第十号を次のように改める。
有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に

第十條第十号の次に次の一号を加える。
十の二 有線テレビジョン放送法第九條の規定により有線テレビジョン放送施設者が当該有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを承諾したとき。

第十條第十号の次に次の一号を加える。
十の二 有線テレビジョン放送法第九條の規定により有線テレビジョン放送施設者が当該有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを承諾したとき。

○金子委員長 ます、提案理由の説明を聴取いたします。井出郵政大臣。

○井出郵政大臣 たいま議題となりました有線テレビジョン放送法案につきまして提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近各地において同軸ケーブルを用いた有線電気通信設備により有線テレビジョン放送を行なう事業が活発に計画されておりますが、有線テレビジョン放送は、国民の文化的日常生活にとつてきわめて有用なものとなりつつあり、また、その施設は地域の独占の傾向におちいりやすいものであります。

このような事情にかんがみ、その施設の設置を許可制とすること等により施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、受信者の利益を保護するとともに有線テレビジョン放送の健全な発達をはかるため、この際、有線テレビジョン放送法を制定しようとするものであります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、有線テレビジョン放送施設を設置して有線テレビジョン放送の業務を行なおうとする者は、その施設の設置について郵政大臣の許可を受けなければならないこととしております。郵政大臣は、その施設計画の合理性、確実性、施設の技術基準の適合性、その他その施設をその地域に設置することの必要性等について審査の上許可することとしております。

次に、許可を受けた施設者は、有線放送業務を行なおうとする者からその施設の使用の申し込みを受けたときは、原則としてこれを承諾しなければならぬものとす、また、この場合の使用条件は郵政省令で定める基準に適合するものでなければならぬこととしております。

次に、許可を受けた施設者は、郵政大臣が指定した受信障害発生区域内においては、その施設を設置する区域の所在する都道府県内にある放送局の行なうテレビジョン放送をすべてそのまま同時再送信しなければならないこととしております。

次に、このような義務としての再送信を行なう施設者は、この再送信の料金その他の役務の提供条件に関する契約約款について、郵政大臣の認可を受けなければならないこととしております。

次に、郵政大臣は、施設の運用または義務としての再送信の業務の運営が適正でないために受信者の利益を阻害していると認めるときは、施設者に対し一定事項について改善を命ずることができ、このこととするその他の業務の届け出、自主的に放送番組の適正をはかるための番組審議機関の設置等について所要の規定を設けて、施設の運用及び業務の運営の適正をはかることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、この法律の公布後六ヶ月を経過した月といたしてあります。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○金子委員長 次に、通信行政に関する件について調査を進めます。

本日は、国際電信電話株式会社から、お手元に配付いたしました名簿のとおり参考人の方々が出席されております。

この際、板野副社長から国際電信電話株式会社の事業概況について説明を聴取することといたします。板野参考人。

○板野参考人 本日は、まことに貴重な時間をいただきました。ましては会社事業の概要につきまして御説明申し上げる機会を得ましたことをありがたく存じますとともに、平素格別の御指導を賜わっておりますことに對しまして厚くお礼を申し上げます。

本年はわが国の国際電信が明治四十年に初めて取り扱われましてからちょうど百年になります。当時

時を顧み、今日の隆盛を思いますときに、まさに今昔の感にたえない次第でございます。当国際電信電話株式会社も昭和二十八年の創立以来十九年目を迎えたわけでありますが、この間における通信技術の進歩発展はまことに目ざましいものがございまして、いま通信衛星や海底同軸ケーブルなどによって広帯域の通信幹線網が世界的な規模で形成されつつありまして、かつての短波通信時代には想像もできなかった豊富で良質な回線の運用が可能となりまして、先進国はもとより発展途上の国々に対しまして電報、テレックス、電話をはじめといたしまして、テレビジョンの宇宙中継やデータ通信など新しいサービスが提供できるようになったのでございます。

当社は常に国際通信の最先端をいく技術を持ちまして鋭意諸設備の拡充整備につとめてまいりましたが、ことに近年におきましては茨城と山口に世界最高の性能を誇る衛星通信地球局を建設いたしました。また二宮と直江津にはそれぞれそれを起点といたしまして太平洋と日本海を横断する海底ケーブルを成功裏に敷設いたしました。ほか、島根県浜田にはマイクロ波通信方式によりまして日韓両国を結ぶ通信基地を新設するなど、真剣な努力を重ねてまいりました結果、現在では対外通信回線数約千三百回線を擁しまして施設、サービスいずれの面におきましても世界有数の地位を占めるに至りました。今後は一そう会社の使命を自覚いたしまして、「どなたにも、いつでも、たやすく御利用いただけます国際通信」をモットーといたしまして、サービス中心の事業運営に徹しまして、国民の皆様にご満足いただけるように努力をいたしたいと考えておる所存でございます。

何とぞよろしく御指導、御支援をお願いいたす次第でございます。

つきましては、ここにまず最近一年間の事業の概況について御報告申し上げます。

昭和四十五年度におきます設備の拡張改良計画のうちおもなものといたしましては、衛星通信の関係、中央局におきます基礎的通信設備の拡充等

がございまして、

まず第一に衛星通信の関係でございますが、たいま茨城衛星通信所におきましては第三番目の地球局の建設が着々と進んでおります。この新しい地球局は本年一月大西洋上に打ち上げられましたインテルサット4号衛星に引き継ぎまして、ここは七月になっておりますけれども、ごく最近の情報は九月または十月に太平洋上に打ち上げが予定されております同型の衛星に対応いたします運用されるものでございます。八月には完成する見込みでございます。一方、山口衛星通信所にはすぐれた国産技術をもちまして開発したテレビジョン標準方式変換装置を新設いたしました。この装置は日欧間などテレビジョン方式の異なる国相互間の伝送に際し大いに偉力を発揮しておる次第でございます。

第二は、基礎的通信設備の拡充整備でございます。そのうち大きなものとしたしましては、まず、電信運用の近代化を目ざしまして建設を進めておりました電報中継機械化の設備が完成を見たことでございます。この新しいシステムは五月から順次運用を開始いたしました。十月ごろには移行を完了する予定であります。次に国際電話の第二交換システムの増設でございます。この設備は能率的な交換作業を行なう交換台多数の増設を可能にするものでありまして、これによりまして急速に増大しつつあります電話需要に對処いたしまして、サービスの向上をはからんとするものでございます。

さらに、昭和四十四年に運用を開始いたしましたテレックスの全自動交換設備を増設いたし、自動取り扱い対地の拡張につとめてきました結果、現在ではテレックス通信量の約八三%までが自動即時で取り扱われるようになっております。

このほか昭和四十五年度の当社事業計画に掲げたいたした諸設備の拡充計画はおおむね順調に実施を見ておる次第でございます。

引き続きまして昭和四十五年度の営業概況について申し上げます。まず取り扱い業務量の実績で

ございますが、これは回線の新増設によるサービス向上、貿易の伸長等による需要増の結果、業務量はおおむね順調に伸びております。すなわち、主要業務別の概数で申し上げますと、国際電報は五百九十五万通、国際加入電報は四百四十万度、国際電話は二百十五万度と相なりまして、このうち特に国際加入電報、国際電話につきましては前年度に比較いたしまして加入電報では度数で五五%、分数では二四%、電話は三五%という著しい増加を見ておる次第でございます。

次に経理の概況を申し上げますと、まず昭和四十五年度上期の収支状況は営業収益百七十二億円余、営業費用は百二十八億円余となりまして、これらに営業外収益、営業外費用及び特別損益を加減したこの期の利益は、二十六億円余となっております。昭和四十五年度下期は、営業収益は百八十一億円、営業費用は百三十七億円となり、これに営業外収益、営業外費用及び特別損益を加減いたしましたこの期の利益は二十六億五千万円となります。この数字につきましては、来たる五月二十八日の株主総会でこれは確定をするということになっておる次第でございます。資産の状況につきましては、四十六年三月末現在におきまして資産の総額は五百二十五億円余で、そのうち流動資産は百六十二億円余、固定資産は三百六十三億円となります。一方、負債総額は二百一億円余で、そのうち流動負債は百八億円余、固定負債は四十一億円余、引き当金は五十二億円となりまして、したがって差し引き総資産額は三百二十四億円となっております。

以上で昭和四十五年度の概況の報告を終わります。引き続きまして昭和四十六年度の事業計画の關係について御説明申し上げます。本年度は各種通信設備の拡充整備に引き続き意を用いますとともに、広帯域回線の活用をはかり、これをもとにいたしましてサービスの一層の改善を目ざして諸般の計画を進めてまいり所存でございます。

すなわち、当社の今年度の設備計画といたしましては、茨城第三地球局の完成を期するほか、電話交換設備や新たなサービスのための施設等、基礎的通信設備の拡充、整備に努めますとともに、通信回線の新増設、営業関係設備の整備、新国際通信センターの建設、非常障害対策、訓練設備の充実、新技術の研究開発等を推進いたしますこととし、これらに要します経費といたしましては百十億円余を予定しておる次第でございます。このうち対外通信回線につきましては、さらに大幅の拡張をはかることといたしまして、電話回線百十七回線、加入電報五十九回線をはじめとしたしまして専用回線、電報回線等総計二百九十五回線を新増設する計画であります。これが実現いたしますと、当社の対外回線は全体で約千六百回線となり、国際通信サービスは一層の改善向上を見ることとなります。

営業所設備につきましては、お客様の御利用の便をはかるため、新東京国際空港ビル局や大阪南局を開設することといたし、また来年二月開催の札幌オリンピックでは同地に臨時営業所を設けるよう準備を進めておる次第でございます。

次に、新国際通信センターの建設でございますが、御存知のとおり現在使用中の大手町局舎が広帯域通信関係設備の拡張に次ぐ拡張によりまして場所的にほとんど設備増強の余地がなくなつてまいりまして、及び今後予想されます急激な需要の増大に因應するための電子交換システム等新鋭設備の拡充に備え、また経営の各種機能を統合する必要があることなどの理由によりまして建設したす計画を進めておるものでございます。この通信センターは昭和四十九年度完成を日途に、本年度は設計を終え、建設に進みたいと考えております。

非常障害時の通信確保対策につきましては広帯域連絡線の二ルット化につとめる等、さらに強化充実をはかり、また、新技術の研究開発につきましては衛星通信や広帯域海底ケーブル中継方式、国際電話の電子交換、データ通信、画像通信等に重点を置いて行なつてまいり方針でございます。なお、新技術に対応する各種訓練なども施設を

充実して成果をあげてまいりたいと存じております。

最後に本年度の収支につきまして、主要業務の需要量を国際電報五百九十五万通、国際加入電報五百七十一万度、国際電話二百八十六万度と見込みまして、この予測のもとに収入につきましては約四百七億円、支出につきましては一そり経費の効率的な使用につとめることといたしまして、約三百五十五億円を予定いたしました。以上、簡単でございますが、事業概況の御報告といたします。

何とぞ今後とも一そり御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

○金子委員長 これにて説明は終わりました。

○金子委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武部大臣。

○武部委員 最初に郵政大臣に、いま問題になっておりますVOAのことについてこの機会に見解を求めたいと思つております。当委員会では、この問題をいままで議論をいたしておりましたが、沖繩返還をめぐるVOAの問題がたいへん話題になっておりますが、私も報道で知る限りにおいては、郵政大臣はこのVOAの存続を当初から電波法に抵触するものとして拒否を声明をしてこられたように聞いておるのであります。言うまでもなく、これは電波法に抵触するわけでありまして、今日なお郵政大臣としてはこのVOAの存続を拒否するという態度は変わっていないのかどうか、それをお伺いをいたします。

○井出外務大臣 VOAの問題につきましては、いま武部委員おっしゃいますように、電波法第五条にかんがみまして、私どもの立場としてはこれは存置することは好ましくなく、こういう態度で一貫しておるわけでありまして、去る十五日及び十七日、外務大臣から中間報告が衆参両院でございまして、その際にも同様な態度の表明があった

わけでございます。ただその際、相手方がなかなか存置に対して強い希望を持っており、折衝は継続中である、こういうことが付言されましたことは御承知のとおりであります。

○武部委員 このVOAは、先日報道機関の人たちに初めて公開をされて、沖繩の記者の皆さんがVOAを視察をしてその内容を報道いたしておられます。郵政省はこのVOAの内容等について、いろいろ国会でも議論されておられますが、いまVOAはどのような放送をしておるといふふうに理解をされておるのか、この辺いかがでしょうか。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。

VOAは新聞でも報道されておるわけでございますが、現在中波及び短波によりまして中国語、朝鮮語、ロシア語それから英語と、四つの国語によつて放送をされておるわけでございまして、内容自体は私どもあまりよく把握しておりませんけれども、大体ニュースであるとか音楽、ドラマ、そういったようなものであるようでございまして、なお中波は一千キロワットという非常に強大な電力で放送されている、そういう状態でございます。

○武部委員 いま大臣は、アメリカ側から非常に強い存続の要望があったとおっしゃいました。いま電波監理局長は、内容は把握しておられけれども、大体ニュース、音楽あるいはドラマ、こういったような程度だ、このように思ふ、こういう話であります。この中波は沖繩で当然聞けるはずであります。そうなつてくると、郵政省としては、このVOA問題というのが非常に重大問題になつて、一部ではこれはアメリカの戦略部隊と組んで謀略放送をやつておるのではないかと、こういうようなことさえ議論をされておるのであります。当然郵政省としては沖繩、琉球郵政庁等に問い合わせればこの内容はどのようなものであるかということとははつきりするわけでありまして、確かに東京ではいまの状態から見るとそれを聞くことはできません。しかし現地では当然これは聞けるはずであります。そういう点について郵政省としては、このニュースであるとか、音楽であるとか、ドラ

マであるというふうに思うという程度でそれ以上のことは全然知らうとしないのか、また現在までそういうようなことをしたことはないのか、その点いかがですか。

○藤本政府委員 答え申し上げます。

先ほど放送の内容につきまして概略申し上げたわけでございますが、私もいいたしましては現地に職員を派遣いたしましたV O A自体の施設も見てまいっております。ただ国語と申しますか、先ほど申しましたようにシナ語であるとか、朝鮮語であるとか、英語であるとかいったようなものでございまして、的確に把握しておるわけではございませんで、大体そういうようなものであるというところは調査してまいっておるわけでございます。

○武部委員

中国語であるとか朝鮮語であるとかおっしゃっておるわけですが、そういうようなことは沖繩で幾らでもそれは通訳ができるわけでありまして、知ろうと思えばできることです。ただ今日の内容がいろいろ論議されて各報道機関、これは社説等にもそうありますが、さつき私が申し上げたようないわゆる軍との結んだ謀略放送があるのではないかと、いろいろなことが予測されるわけですが、報道機関もそういうおるのです。ただ私もそれを聞く機会がないわけですが、したがって、郵政省としてはどういうような内容のものが放送されておるかということについてこれは調べることが私はできると思うのです。したがって、きょうはこれ以上のことはいきませんが、その点について十分な資料をひとつ整えるようにお願いをしたい。

○郵政大臣

最後に伺いをしておくわけですが、いままでおっしゃいましたように、この十五日の衆議院の連合審査において、外務大臣は次のように述べております。若干総理大臣と答弁が違っておりますが、日本国内で外国の放送業務が行なわれることは望ましくなく、現行の電波法からは許されません。存続を認める場合、仮定の問題としていえる国内法は何かの修正が必要

だ、こういったニュアンスの答弁を外務大臣はいたしております。今日まで、また先ほど郵政大臣は電波法上のためからいつて存続を認めるわけにいかないという態度を明らかにされ一貫しておるわけでありまして、したがって、現在の段階においてV O Aを郵政大臣としては認める意思はない、このように理解をしてよろしいか、その点どうですか。

○井出國務大臣

現段階においてはそういう態度で一貫しておるわけでございます。

○武部委員

それでは次に、国際電報の關係についてお尋ねをいたします。本日はお忙しいところを参考人として御出席をいただきました国際電報の皆さんに厚くお礼を申し上げます。昨年も当委員会が国際電報の概要等あるいは将来の計画等についていろいろお尋ねをいたしました。

そこでまず最初に、衛星通信關係についてお尋ねをいたすわけでありまして、インテルサットの恒久化交渉のための第三回政府間會議が去る四月十四日からワシントンで行なわれております。つい先日の報道によりますと、この會議は会期を少し延長して開催されるということが報道によつて私も承知をいたしました。したがってまずお聞きをいたしたいことは、今回の第三回の會議までに持ち越された問題としてどういふことがあるのか、また今度の會議で恒久的な協定がはかられることになるのかどうか、この点について見通しと、それから三回まで持ち越された問題としてはどんなものがあるのか、これを最初にお答えをいたしたい。

○柏木政府委員

お答え申し上げます。第三回政府間協定のための全權委員會は四月十四日から五月十四日まで予定で開催されていたわけでございますが、かなり討議が持ち越されまして、最終期限現地の二十一日、こちらでは二十二日になるかと思ひますが、それまでに終了するというところで、目下最後の詰めの段階に入っておりますようにございます。

それで、第三回までに持ち越された問題という御質問でございますが、第二回までの政府間會議におきましては、条文化としてはあまり作業が進まなかったのをごさいます。基本的な条文化の内容につきましては骨組みができたわけでございます。その後、全部の参加国ではございせんが、それに進んで参加する国約四十カ国がその間に三回にわたつて中間的な会合をもちまして、第三回の政府間總會議に提案いたします条約案文のまとめにかつたわけでございます。中間會議の第三回は昨年十二月に終了したわけでございますが、ここで一応条文の作成がほとんどの項目についてできたのをごさいます。若干の問題についてはその条文の作成は間に合わない点もございまして、あるいはまた大体用意された条文につきまして留保を付する国もたくさんあつたわけでございます。さらにまた、第三回全權會議でこの案文をもとにしてこれの審議を進めてきたわけでございますが、もちろん新しい提案をすることも自由でございまして、第三回の會議は従来の持ち越した問題に加えて、新提案も入れまして、かなり審議内容が広範にわたつて、このようないくつかの延長というふうな結果になつたわけでございます。

それで、持ち越されて今度審議されたおまな案件と申しますか、それをごく概略申しますと、まず第一は、やはりインテルサットがそのおまな目的といたしまして商業ベースによりまして国際公衆通信のための施設を提供するということになつておるわけでございますが、それ以外に、国内通信あるいは特殊通信業務に対してはどのような程度に、またどのような形でこの業務に關与するかというふうなこと、あるいはこの新条約の参加国を国際電氣通信連合のメンバーに限るかどうか、あるいはできまます条約によりまして各国の権利、義務、特に義務といたしましてインテルサットに加盟国がインテルサット以外の星を打ち上げ利用する範囲と条件をどのようにするか、あるいはまたインテルサットの新しい管理運営機構といった

しまして、總會を設ける、政府間總會とそれから事業者間の總會を設けることについては合意されていたわけでございますが、特に、政府間會議の機能、権限をどのようなものにするかということにつきまして、特に大國側と小國側との意見が非常に強く対立を続けておつたわけでございます。そのほか条約の発効の条件でありますとか、あるいはインテルサットが使用いたします資料の調達方式をどうするか、あるいはまたインテルサットにこのたび法人格を与えるということについては合意されたわけでございますが、この新しい国際的な機關に対してどの程度の特権、免除を与えるかというふうな問題、あるいはこの政府間協定とは別に事業者間の署名いたします付屬協定ができるわけでございますが、ここにインテルサットの出資の限度を何億ドルにするかというふうなものとにつきましての基本的な対立というふうなものが、第三回政府間總會議でのおまな討議の中心になつたわけでございます。

なおまた、その見直しというお話でございますが、それらの問題につきまして、現在一条ごとに審議を進めまして、一応の審議が終わつておりますが、残る問題がまだ数問題ございまして、その中に特に招請國でありますアメリカとしても非常に強い立場をとつておる問題も残つておるわけで、この条全文案といたしまして最後にこれを三分の二の多数をもって可決するかどうかという段階になるわけでございます。いかなる案文ができるにしましても、こういう形で最終的なビリオドが打たれるかと思ひますが、かりに案文が確定いたしましたとしても、その後これに署名し、またこれを國會の批准等の手続を経るということにつきましても、また問題がそれであるわけでございます。場合によつてはアメリカ合衆國についても、こういうふうな問題が残ればかなりこの条約の成立に困難が伴つてくるというふうな見通しも一部伝えられておるようでございます。

○武部委員

地域衛星または国内衛星さらには特殊衛星、これが打ち上げられた場合、技術的にむ

経済的にもインテルサットとの関係の調整が必要だと思ふのですが、その点についてどうなる見通か、これを伺いたい。

○柏木政府委員 まず国際公衆通信用の地域衛星、これが一番問題となるわけでございます。御承知のように、これらの通信をインテルサットとは別の星を打ち上げ利用すれば、それだけインテルサットの経済的な存立にも関係いたします。特に小利用国の経済的な打撃が大きくなるというよう

なことから、当初はアメリカはもちろん、スモールユーザーと称されております国がこの地域衛星の打ち上げ利用に非常に強く反対しておりました。幸い日本の提案を中心といたしまして、打ち上げます星の使います周波数あるいは軌道条件、こういう技術的な条件がまず第一、それから第二にこの星を打ち上げ利用することによってインテルサットにどのような経済的な影響があるか、それから三番目には、この星を打ち上げることによって、インテルサットが本来的に目的とした

ます全世界低廉な安定した直通回線を設定するという条件がどの程度影響するかという条件をインテルサットの内部機構としまして、まず理事会が審査をいたしまして、その結果をつかまして政府が総会にこれを提出する。それから総会は六カ月間にその意見をまとめて、その結果をリコメンデーション、勧告といたしましてこれを関係国に示すという条件になっておるわけでござい

ます。この勧告というのは、法的拘束力のあるものではない勧告ということに落ちついておるわけでございます。それから国内衛星通信あるいは特殊通信用の衛星につきましては、これが技術的に両立するものであるかどうかという点の審査をいたしまして、同じような勧告の手続をとる。こういう骨組みの条約案がはばまとつておるわけでございます。

○武部委員 先ほどの質問に関連いたしまして、恒久協定が締結された場合、わが国やアメリカの出資率が変わってくる、こういうふうになると思

うのですが、いま日本の出資率は一・七%ですかね。そうすると、一体この比率はどのように変わると予想されるか。その場合に、いまの一・七%という金額は一体どのくらいで、これが変わった場合にどのくらいの金額になるのか、その点はどうでしょう。

○板野参考人 お答え申し上げます。

現在は一・七三%という比率、クォータを持つておりまして、これが十三億見当でございます。これが現在使用しております実際のユニットで、利用単位で換算いたしますと大体四・三%ぐらゐになります。さらに二十二億程度の出資を必要とする、こういうことに相なる予想でございます。

○武部委員 そうすると、アメリカは相当減ることになるわけですね。その点間違いございませんか。

○板野参考人 大体四〇%程度ぐらゐに減るのではないかとこのように予想しております。

○武部委員 先ほど国際電報の事業概況報告の御説明をいただきましたときに、インテルサットの4号系衛星がすでに一月に大西洋上に打ち上げられて運用を開始しておるといふ説明がございました。続いて太平洋、これは九月ないし十月といわれたわけでありまして、インド洋上に打ち上げるのは大体いつごろなのか、これが一つ。さらに4号系衛星の通信能力、この点はどうなのか、これをひとつお聞かせをいただきたいと思

います。

○新川参考人 私からお答え申し上げます。

インド洋上にインテルサット4号衛星が打ち上げられます予定は、昭和四十八年第三・四半期の七、八、九の間を予想されております。それから第二番目といたしまして、インテルサット4号衛星の通信能力でございますが、これは大体大さっぱに申し上げまして、現在使用されております3号衛星の約五倍の能力がござい

ます。これを二地点間だけの電話通信に使用いたしますと、約一万回線の電話が中継できるわけでございますが、実際に多数の国がこれを分けて使用いたしますので、分割損が出てまいります。したがって、実用されます場合は大体カラーテレビジョン一回線と電話四千回線程度が中継できるものと考えられると存じております。

○武部委員 いま3号衛星の五倍ということをおっしゃったわけですが、3号衛星は千二百回線ぐらゐと聞いておったんですが、間違いございせんか。

それから、先ほど御説明がございました茨城の衛星通信所の第三地上局の問題であります。これはインテルサット4号系のものでありますが、この建設費というものは、第三地上局はどのくらいの建設費を予定してやっておりますのか。

○新川参考人 お答え申し上げます。

第三地上局の建設費といたしまして約二十三億円を予定しております。

○武部委員 そういたしますと、いま高萩にある概設の第二地上局はどういう関係になるのか、これが予備の局になるのかどうか。それから山口衛星通信所には、将来このような地上局を増設する考えがあるのかどうか、その二つについてお答えいただきたい。

○甘利参考人 現在の第二施設は、3号系衛星にアクセスしております。それで4号系衛星が上がりますと、現在の3号系衛星は改修をいたしませんと十分能力を発揮できませんので、第三施設を私どものめどでは九月から使えるように建設を進めております。したがって九月に完成いたしました。第4号衛星がかりに十月に上がったといたしますと、これに第三施設をアクセスさせます。そうして次に第二施設はこれをさらに改修しまして、第3号系衛星並びに4号系衛星、両方にアクセスできるように改修いたします。第4号系衛星が上った時点におきましては、3号系衛星も使用に十分耐えるわけでございまして、4号系と3号系と両方を現用、予備あるいは一般国際多数国間の、プライマリ・ユースといたしておりますが、そういう用途に使う、それから特に二箇間で非常

にトライフックの多いところに対しては、別の衛星を使う、そのような使用方法がございまして、それは今後さらに検討されてどういふふうになるのか、その二つの衛星と二つのアンテナ施設とを組み合わせさせて使った最も効果的、経済的であるか、また非常対策の面から見まして安全であるかというような点を考慮いたしまして、その使用方法を今後検討することになっております。

○武部委員 山口衛星通信所に将来地上局を増設する計画があるかどうか、その点はいかがでしようか。

○甘利参考人 申し落としましてどうも申しわけありません。山口のほうは、インド洋の地域のトライフックがさほど急激に増加いたしませんので七四年度ぐらゐになりませんと、その必要がないということでございます。その際、当社としましては現在の山口の施設は4号衛星にもアクセスできるだけの能力を持つておりますので、それで十分耐えるということでございますが、その切りかえ時、あるいは将来そういう大容量のトライフックがインド洋衛星を経由してきます場合に、エマージェンシーの対策として、さらに施設をふやすかどうか、その点はまだ検討いたしておる段階でございます。いずれにしろ山口は、インド洋衛星にも太平洋衛星にも両方にアクセスできる地域にございますので、かりにそこに二つのアンテナができれば、衛星通信に対しては万全の対策が講じられることになるかと思ひます。したがって、山口に次の施設をするかどうかという点とは、まだ検討の段階でございます。

○武部委員 これは報道によつて承知をしたわけでありまして、四月の初め、ソ連及びOIRTから来年二月の札幌オリンピックの中継にモルニヤ衛星を使うということについて相談があった、そういうような報道がございまして、私もいろいろ聞いたり調べたりしておるわけであります。モルニヤ衛星による中継、このことについて国際電報にソビエトのほうから提案があったと聞いておるわけですが、その後この問題についてはどのよ

うになつておるのか、これは国際電報と郵政省の両方からお聞きしたい。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

この四月の上旬から中旬にかけてはソ連の通信官が訪日されたおりに、KDDに対して、いま先生お話しのような申し入れがありました。それと同じころにOIRT、東ヨーロッパ諸国の放送事業体の連合体でございますが、この代表がNHKに対してお話しなされたおりに、NHKに申し入れをしたわけでありまして、

明年、札幌で行なわれます冬季オリンピックの状況をモルニヤ衛星を使ってカラーテレビで送るという場合には、大きく分けて技術的に二つの問題がある、こういうふうな思ひでございます。一つは、カラーテレビのやり方、その放送のしかた、技術的仕組、われわれのことばで方式と申すのでございますが、これは日本でやっておりますものとソ連でやっておりますものとが違つておりましたので、日本の方式のままソ連に伝送いたしましたとしても、どこかでソ連のものに合わせなければならぬということになるわけでございます。そこで、日本ではNHKが従来研究的に試作いたしました日本の方式、これをNTSC方式と申すのでございますが、この方式からソ連のSECAMという方式に変換するものを持っておるわけでございますが、そのものを使いまして、一たん札幌の画を東京まで送つてまいりまして、それをSECAMに直しましてソ連に送るという仕組にせざるを得ないということが一つあるわけでありまして、この点についてソ連の申し出は、変換は日本側でやつてもらいたいということを申し出ておる次第でございます。

それからもう一つ、向こうへ送ります際のモルニヤ衛星の利用の方法、これは国内の施設にはございせん。したがって、向こうがその送受信をする設備を、船に載せたものを持っておりますか、ということ、日本の近海、領域外と申しますか、そういうところへ船を置きまして、そこと連絡して送り出す、こういう仕組にならうかと思ひます。

であります。

第二の問題は、国内におきますテレビジョンの映像の伝送の問題でございます。実は、明年開かれます冬季オリンピックのために、東京―札幌間の伝送路は現在四つ準備されたわけでありまして、それらはおのおの従前から申し出によりまして現在四つ準備いたしておりまして、それがすでに満ばりの状況になつてきているわけでございます。もしソ連用の一つそれをあけるといふことになる、そこに余裕がないという状況でございますので、そのほかのものが使つておられるもの、そのほかと申しますのは、つまりNHK、NBC、それからEBC、これはヨーロッパの放送事業の連合体でございます。それからCBC、これはカナダの放送協会でございますが、これらに使われたいと申しますので、これらのつた画を利用するならば利用できるという条件に相なる次第でございます。それでございせん、ソ連とOIRT用だけのものを札幌から東京まで送つて持つてくるというには、札幌―東京間の伝送路は余裕がない、こういう状況になつておられるので、さういふ技術的条件を付記いたしましてソ連側に外務省を通じて返事をしておる、こういう次第で、なお技術的な問題について、こまかい点で、ソ連の船に送るとするならばどういふ技術的条件で送るか、そこいらの技術的インテリフェイスの問題についてはまだ何らきまつていない、そこいらを検討しなければならぬ、こういう状況になつておる次第でございます。

○武部委員 ここに郵政省がこの問題に關して報道機関に提出した資料の写しをございしますが、いまおっしゃつた走査線の変換装置、五二五から六二五に変えるその場所は一体どこを考へておられるのか。それから「伝送路としては、陸上から、海上のソ連船にマイタロ中継を行ない」といふことが書いてあるわけですが、この「陸上」といふのは一体どこなのか、「海上のソ連船」といふのはどこか、海上にソ連船がおるのか、こういう点はどうなつておるのですか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。いまの第一の変換する装置でございますが、日本の方式からソ連の方式に変換する装置は、先ほども申し上げましたようにNHKが持つております。これはNHKの日比谷の会館に置いてあるものでございまして、そこで持つてきて変更する。これはかなり膨大な機械でございます。手持つていけるという簡単なものじゃございませんで、画のほうを持つてこなくちゃならない、こういう次第でございます。

それから、陸上の地点でございますが、これは未確定でございます。ソ連の船は移動できますから、こちらの伝送路の都合からある程度余裕ができてきて、たとえば東京から札幌へ送り返すことが不可能であつて、まあ新潟方面ならばあいていけるということになれば、裏日本のほうからソ連の船へ送る、こういうふうな仕組にならうかと思ひますが、そこいらの技術的な詳細につきましてはなお不確定のままでございます。

○武部委員 いずれにしても技術的な問題は詳細が不明だということをあなた方はおっしゃつておる。それはよくわかります。したがって、この問題は、これからさらに折衝をして、技術的な問題が解決するならばこれを認める、こういう方針といたしてよろしいか。

それからもう一点、ソ連及びOIRT、これは国際放送、テレビ機構、こういうふうな私どもも承知いたしておりますが、この加盟国はヨーロッパの共産圏のほか、中国、北朝鮮、モンゴル、キューバ、北ベトナム、アラブ連合、これだけの国が加盟しておつて、そのほかはないのですか。これだけですか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。技術的条件が整ひまして可能であるならば、この次は法制上のいろいろ検討しなくちゃならない問題があるかと思ひますが、われわれとしては、できるだけ前向きにこれが実施が可能な方向で進めていきたい、さういふ心得でおる次第でございます。

それから、OIRTの機構につきまして、詳細については私、心得ないのでございしますが、先ただいま御指摘のような国々の連合体であらう、かように承知しておる次第でございます。

○武部委員 衛星通信関係はこれで終つて、次に、データ通信の関係についてお伺ひいたします。

今回の公衆電気通信法の一部改正によりまして、国際間のデータ通信についても法定されることになつた、これは御承知のとおりであります。したがって、この国際間のデータ通信としてはどういふものが考えられるのか、さらに、国際電報としてはどういふものを実施しようと計画しておるのか、この点について概要だけでもけっこうです、お伺ひをいたしたい。

○板野参考人 お答えいたします。

ごく概略でございますが、国際間のデータ通信につきましては、これが欧米間に開始されてまだ間もない状況でございます。あまり私どもが参考にするような例はさうたくさんはございせん。しかしながら、これは国際間に非常にこれから盛んになるといふことはもう間違いない次第でございます。私どももいたしましては、このデータ伝送のための回線を、非常にハイスピードの回線を用意するように、専用回線では千二百ボー、あるいは場合によつては二千四百ボーというふうな高速度の回線を提供できるようにいたしております。それからまた、いわゆるテレックスを、もう少し二百ボー以上の高速度の、千二百ボーというふうな高速度のテレックス回線が利用できるような制度も新しく考へていきたい、かように考へております。それからデータ処理といふことも、処理と通信を結び合わせたような、さういふサービスにつきましては、とりあえず私どもはオートメックス、いわゆる専用線の交換業務を行ないまして、同一の業者あるいは関連業者間にこのメッセージが交換され、それから一部はそれが処理されるという、いわゆるオートメックスのサービスを来年から始めたいというふうに考へて

おります。

それから、本格的なデータ通信サービスをどうするか、こういう問題につきましては、私ども鋭意目下検討をいたしておりますが、何ぶんともこの問題についてはまだまだ諸外国間におきましても検討中というのがたいへん多いございまして、一部には欧米間に計算事務の処理というようなものも行なわれておるようございします。私どもはなるべく国際電信電話にあわせたい、というサービス、それから私どものほうで、これは民間でおやりになるほうがいいんじゃないかといういわゆる民間と競合するようなことはなるべく避けまして、そしてKDDでやるのがふさわしい、こう思われますようなサービスを提供すべく、目下準備、研究、検討を進めておる段階でございまして、たとえて申しますと、各航空会社が自分で座席の予約とかあるいはホテルの予約とかいうものをやっておる会社もございしますが、また東南アジア等の中小の航空会社ではそういうサービスは単独でやるには非常に問題がある、こういうような点につきましては、場合によりましては私どものほうでそういうサービスを提供する、こういうような点を目下検討いたしておる段階でございします。

○武部委員 オートメックスサービスは来年からやりたいというお話でございましたが、国際データ業務について、これは一体どういうことなのか。これはこのサービスとしてあなたのほうも計画をしておられると思うのですが、その見直し等をごく簡略に……

○古橋参考人 お答え申し上げます。

データサービスというサービスは、一口に申しますと、スピードの速いレックスのようなサービスでございまして、六百ボーカ千二百ボーカという高いスピードを使いまして、テープからテープへ、さん孔しましたテープから受信のほうはまたテープに受信いたしております。大体以上が簡単でございすけれども……

○武部委員 国際データ業務というものについて、このサービスはいつごろからやろうとしておりますか。

○古橋参考人 大体七月の末ごろを予定しております。

○武部委員 次に、昨年の当委員会でお尋ねをし、御回答をいただいた問題について、さらにお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、昨年の事業計画書の中に「東南アジア・ケーブル計画」としては、引き続き検討を推進する。これらに要する経費として、十六億四千万円を予定する。こういうことがございました。この東南アジア・ケーブルについていろいろお聞かせをいたしたしましたところが、そういう予算を組んでおるがなかなかうまくいかない、したがって、東南アジア・ケーブルについては、その第一段階としてマニラとバンコクを結ぶケーブルを計画しておる、こういうことでございしました。本年度の事業計画を見ましても、この東南アジア・ケーブルについてはほとんど触れておられない。したがって、まだ予算を詳細に見ておりませんが、おそらく計上していないと思う。一体この東南アジア・ケーブルはその後どういうことになっておるのか。これは十年も前からの話のように私も聞いておったわけですが、この経過と見直しをお伺いしたい。

○板野参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生のおっしゃいましたように、この東南アジア・ケーブルは、これが計画として上りまして今日まで十二年を経過いたしておるわけでございます。この間に、私どももこの実現につきまして関係各国ともいろいろ折衝し、努力をしてお話でございますが、何ぶん先ほどお国という先方の財政事情等もございまして、それからまた、御承知のように衛星通信の施設が急速に発展をいたしまして、これらの国はたいていすでに衛星通信基地を持つておりまして、広帯域の良質なサービスをしておる、こういうう

うな状況の変化によりまして、今日までなかなか進展をいたしておらないような状況でございします。しかしながら、最近におきまする海底ケーブルの技術が非常に進歩をいたしましたし、割合近距離では海底ケーブルの非常な効果もある、こういうことも認識されました。また、かたがた衛星とケーブルと併用いたしますことによつて通信の安定化ははかられる、こういうことも関係各国でいよいよ認識をだんだん深めてまいつておる次第でございまして、当社といたしまして関係東南アジア諸国との電気通信をさらに画期的に改善をいたしたい、こういうふうな考えておりますので、この東南アジア・ケーブルとそれからまた太平洋全般のケーブルの計画というふうなものもあわせて、今後私どもこの実現方につきましましてさらに再検討いたしまして、関係各国の了承を得る方向で持っていきたい、こういうぐあいに考えております。

○武部委員 予算等の措置につきましては、ただいまお話がございましたように、この長期の計画等につきましては約十六億ぐらいの経費も見積もつておられますが、私ども先ほど申し上げましたように、さらに検討を進めまして、できるだけ早い機会にこの実現に向かつて進みたい、こういう意味で、この長期の計画の中には約十億程度の調査、または着工してすぐかかるというわけではございせんので、またそういう面の金を一応長期の中の後半の年度に計上をいたしておる次第でございします。以上、御説明申し上げます。

○武部委員 この東南アジア・ケーブルの構想は、残念ながら私は、ずっと後退を続けておると思うのです。いろいろな理由があると思うのですが、計画が前進しておるものとは思えないのでありますが、確かに衛星通信が非常に発達しておりますから、そのこともよくわかりますが、おっしゃるやうに衛星とケーブルとを共存を併用してやるということがあるわけだろうかといううな気持ちを持っております。これは前回のときもそういううな問答を行なったわけ

でありまして、そのような答弁があったわけでありまして。しかし現実には十二年間かかって一向に進展していない、こういうふうな理解をいたします。

ただ、この機会にお尋ねをいたしますが、沖繩返還が具体的な日程にのぼり、本土並みに沖繩になる。そうすると、この起点は沖繩からということになるという理解をしてよろしいのか、その点どうでしょう。本土から沖繩までは公社のラインであつて、それからKDDということになるのかどうか、その点は郵政省、どうでしょう。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

現在の公社法、国際電信法の立場から規定いたしますれば、沖繩までは日本電信電話公社が受け持つて、こゝまで海底線を引くならば引いて、それからその先は国際電信電話の分掌、こういうことに相なる。先生のお説のとおりであります。

○武部委員 ここに「国際電気通信の長期展望」という冊子をいただいておりますわけですが、この国際電気通信の長期展望というものは二十年後の未来像を描いたものであるということが冒頭に書いてあり、内容もすべてそのように編集をされております。確かに長期の展望も必要でありまして、しかし、現実には刻々と変わっていく状態に於いて、たとえは電信電話公社が七カ年計画をすることか、第一次、第二次とか、そういうふうにごく中期といいたしうか、当面をする計画を次々と策定をいたしておるのであります。その点でKDDとしては国際通信の拡充に関する長期計画、そういうものを策定するところの考えがあるのかどうか、この点はどうでしょう。

○板野参考人 お答え申し上げます。

国際電信電話株式会社法によりまして、毎年度の事業計画を立てまして政府の認可を得るということになっております。この毎年度の事業計画を樹立いたしますにつきましては、やはりある程度長期の見通しというものを立てる必要がございします。すでに今回で第十二回になりますけれども、五カ年計画といううなもの一応概略をつ

くりまして、それに基づいてその年度の計画を立てる、こういうぐあいにいたしておる次第でございますが、私どものこの五カ年計画というものはごく大ざっぱなものでございます。それからまた、これは諸外国との交渉とか折衝とか、先方の承諾したものでなければならぬ、こういうものでございますので、正式に発表することが非常に困難である、こういうことで、そういう計画は一応立てますけれども、非常に流動的なものだ、折衝いかんによつてはなかなかできない。たとえば先ほどの東南アジア・ケープルもその一つでございますが、それを立てまして年度の計画を立てる、こういう次第でございます。先ほど先生のお示しになりましたのは、とにかく五年くらいではなかなかこれはいろいろな面でさらに差しつかえがある、特に技術進歩も非常に激しいわけでございますので、もうちょっと長期の、十年あるいは二十年の展望を持っていきたい、こういう意味でその冊子を出したわけでございますが、その中期の五年という計画も持っております。

○武部委員 一応相手のあることですから、あなたの方のお考えになっておることもわからぬではありませんか。ただ私どもが承知するところでは、二十年間のものだけがあるように一応とつたもので、それからたとえば五カ年計画も見たいものはないわけでは、お聞きいたしますと、中期の計画というものは大ざっぱな計画でもつくって、それに基づいて各年度ごとの計画を立てて予算を編成しておるといふことでありますから、一応この点は了承いたします。

続いて、前の国会の委員会で専任局長と私という質問をいたしました例の関門局のことについてお伺いをしたいと思います。特にあの話には二つありまして、一つは、経済社会発展計画にあるいは新全線に見られるように、近畿圏における経済圏の発展がたいへん著しいものがある、したがって関門局を大阪に設ける必要があるのではないかと、こういう点と、さらに災害時に対する

配慮からも当然考えなければならぬ、こういうことについていろいろお互いに意見を交換したわけでありましたが、御承知のようにロスアンゼルス地震があり、さらにトルコで地震が起きるといふように、いまいわれる大都市における地震がひんぱんに起きておる。特に東京の地震ということがたいへんやかましくいわれており、もちろん真偽のほどは私どもはわかりませんが、そういうような点について、実は当時の社長とやりとりをいたしました場合に、この問題については等閑視しておるわけではない、したがって、中期の構想、おっしゃったようにいまの話ですが、中期の構想の中でこの大阪関門局の問題は解決したい、そういう意向であつたわけでありまして、聞くところによると、大手町の庁舎は通信の量が增大をして満ち足りておる、こういうようなことも聞いておるわけでありまして、新宿のいわゆる新庁舎の完成なりそういうものを想定しながら、先ほど私が言った災害時の問題、さらには経済の発展の動向、そういうものから見て、KDDとしてはこの関門局の問題をどのように考えておるか、将来を展望して一体どうなっておるか、去年に比べてどのようになっておるか、この点をひとつ明らかにしていただきたい。さらにこの関門局の問題について具体的な構想があれば、これは先ほどの質問に付随してはつきりした態度を、これは何年かここでやっておるわけでありまして、そろそろこの辺であなたの方の明確な態度をひとつお示しいただきたい、こう思うのであります。

○板野参考人 お答え申し上げます。

二、三年前から、関西におきます関門局の問題、いろいろ諸先生方からたいへん貴重な御意見を賜りまして、私どもたいへんありがたく存じておる次第でございますが、その後の国際通信の動向といふことが、技術の発展なりあるいは需要の増加の変化といふものがいろいろございまして、特に電話関係の需要が相当伸びてきております。現在、大手町の局舎ではもう一ばいでございますので、新宿局舎を新営いたしましたして、昭和四

十九年度に局舎を完成し、逐次新しい、いわゆる電子交換設備をこれに入れていく、こういう予定になっておりますが、電話関係はこの五カ年間で現在の約三・四、五倍には増加するのではないかと、こういうような状況から見ますと、私ども、この電話事業を運営するといふたてまえからいまして、これを一局で一カ所集中的にやるというところがはたして能率的であるかどうか。分割論は確かにございまして、やはり運営上の問題も出てくると思ひます。それから、ただいま先生もおっしゃいましたように、非常災害時の点を考慮いたしますと、やはりある程度の分散化ということが必要ではないか、こういうことも考えておる次第でございます。諸外国の例を見ましても、アメリカあるいはイギリス等ヨーロッパ方面におきましても、いろいろな点から関門局の複数化が進んでおるのでございます。したがって、私ども、この情報化社会の進展、その他災害時等、それからまた私どもの電話事業の運営、こういう面からいたしまして、関門局を一カ所に集中するということがなしに、大阪方面にも一つそういう施設をつくりたい、こういうことで今日鋭意検討してまいっております。規模をどうするか、どのような施設をするかというところにつきまして、早急結論をまとめるように現在の研究を進めておる次第でございます。

ただ、これに関連いたしまして、やはり資金の問題とかいろいろ問題も関連することでございますので、私ども十分検討いたしまして、できるだけ早い機会に具体的にその御説明を申し上げることができるよう努力をいたしたい、こういうふうに考えておりますので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○武部委員 郵政省にお伺いいたしますが、いま国際電報のはうからそのような答弁がございまして、これは昨年の観さんの答弁と比べて、若干前進をいたしております。この関門局の問題について、私が申し上げた経済の問題あるいは通信量の増大の問題あるいは非常災害の問題、こうし

たことについて、私どもがかねてから主張しておる関門局の複数化、ワンセンターではない、そういう点について、いま国際電報のはうからお聞きするような話がありました。が、郵政省はこれについてどういふ考えを持っておるか、それをお伺いしたい。

○柏木政府委員 結論から先に申し上げますと、先ほど板野副社長から御説明があつたような線で、KDDとともどもこの問題を鋭意検討しているわけでございます。

ついでにと申し上げますと、たいへん失礼でございますが、この関門局ということにつきまして、一般的に問題のとらえ方が三つあるのではないかと思います。

一つは、大阪を中心としたサービス面から、東京と大阪と二つに分けたほうが、大阪地区においてサービスがよくならないかという見方があるかと思ひますが、この点については、東京―大阪間の自動化が非常にスムーズに行なわれている現在では、特に関門局という形での大阪に一つ局を置かなくても、大阪のユーザーとしての利便については東京その他の各地の利用者と格段変わりのないサービスが提供できる体制になつておるわけでございます。

残る二つの問題は、一つは、関門局と一般に言われないならわされておるのでございますが、これは昔のようなゲートオフィスというような機能を持ったものではない。現在では自動化されつつある一つのオペレーションセンターというような国際電報の国際通信を総合的にオペレーションするのにとこまで集中したら能率的であるか、あるいは分散が必要であるかという問題になるかと思ひます。その点から現在この問題を検討しておるわけでございます。

またあわせて、申すまでもなく非常災害対策という観点から第三の問題としてありまして、主としてこういう観点から、ただいま板野副社長から御説明ありましたような具体的な計画につきまして相互に検討を進めている段階でございます。

○武部委員 郵政省としては国際電報の現在の考へ方に異存がないようでありますから、それだけにしておきます。

もう二つ三つ伺いたいと思いますが、四月に国際専用電信回線の料金を引き下げておりますが、この引き下げ率はどのようなものか、それから今後電話回線についてもKDDとしては引き下げる考えがあるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○板野参考人 お答え申し上げます。

国際通信料金につきましては、技術的進歩が非常に激しいございまして、私どもも、経営の合理化、技術の革新というものをどしどし進めてまいりました結果、コスト的にもある程度料金を下げ得るという状況にございます。それからまた最近では特にコンピューターを通信の中に取り入れてくるということになりますと、やはり国際競争というものが非常に激しくなってくる。こういうような観点。それからもう一つは、国民の方にもやはり国際通信を安く使っていただく、こういうような観点。また貿易上のいろいろな問題もございまして、私どももいたしましては、過去数回にわたりました、値上げはほとんどしたことは、むしろ値下げの方でございまして、昭和三十五年から電報、三十九年には電話、四十二年、四十六年、それから先ほどの四十六年の四月には専用回線を一五・六％値下げをいたしておる次第でございます。値下げの歴史が国際電報の歴史、こういうことになっておるわけでございます。

そうして、今後これは一体どういうふうになるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、電話等につきましては、これは自動化いたしますと、どうしてもダイヤルで直接つながるといふようなことにもなりますので、電話あるいはテレックス等につきましては、いろいろな情勢を勘案しながら、料金につきましてもひとつ十分考慮していきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。以上、お答え申し上げます。

申し上げます。

○武部委員 申し合わせの時間が来ましたので、あと省略いたしますが、一つだけ最後に沖繩の国際通信について。これは現在琉球電報公社の国際電報電話局がこれを行なっておるわけでありまして、復帰後の国際通信の運営、職員の身分、こういうことについてすでに話が進んでおると思うのですが、この点についてどの程度いまこの段階で発表できましようか。

○板野参考人 お答え申し上げます。

沖繩の通信の復帰対策等につきましては、郵政省を中心いたしました、電報公社、私ども関係のところと協議会を持ちまして具体的に話を進めてまいりてきておりますが、目下私どものほうで考えております、また郵政省のほうでも大体そういう程度でいいのではないかと、こういうお話をいただいております点について概略申し上げますと、沖繩の国際通信は東京、大阪に次いで第三番の取り扱い量を持つておるといふような状況でございます。そういうような状況から私どもはぜひここに直営のいわゆる電報電話局と申しますが、営業所を設置したい、こういうふうな計画をいたしておるわけでございます。したがって、現在国際通信に携わっておる職員が約百名前後沖繩の電信電話公社におるそうでございます。これら職員につきましては何の不安もないようにひとつKDDのほうにぜひ来ていただきたい、またそういうお気持ちもあるようでございます。今後の安心して沖繩の職員の方々に国際電報に加わっていただく、いろいろな処遇その他の問題につきまして十分考慮を払い、私どもはこういうふうな考えておる次第でございます。

○武部委員 この問題は相当話があるように聞いております。たとえばKDDには年金制度がないとか、向こうとの間に処遇について、身分上の取り扱いについていろいろな差があるわけですね。したがって、そういうものについては十分な考慮を払い、話し合いを進めて遺漏のないようにして

いただきたい。そのほかいろいろございしますが、これはまだ若干の日にちがあるわけでありまして、この復帰の問題をめぐってぜひひとつ十分な話し合いが行なわれるようにしていただきたい、こう思います。

時間の関係で、私は以上で質問を終わります。衛星通信、データ通信その他専門局の問題等についてKDDの大体の考え方もよくわかりました。きょうはたいへんお忙しいところを参考人として来ていただきまして、まことにありがとうございます。

○金子委員長 この際、午後一時再開することと、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時十二分開議
○金子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通信行政に関する件について調査を進めます。

○樋上委員 もう午前中に武部委員から基本的な問題については質問がありましたので、私は事業概況の中から二、三お尋ねしたいと思うのでございますが、その前に、ちょっと私聞きのがした点もあるので、もう一ぺん念のためにお聞きするのであります。第三回会議まで持ち込まれた問題の中で、インテルサットの恒久協定がなかなか結ばれないという現在までの紛糾しております根本原因は一体何か、これは、今日までこういうふうな協定が結ばれないという一番の隘路はどこにあるか、私は、アメリカの横暴が問題になつておるのではないかと、こう思うのですが、この点も一度伺いたいと思います。

○柏木政府委員 このインテルサットの問題につきましては、世上往々アメリカの独占体制の位置というものが一番ネックになつていて問題が解決できないというふうに伝え受け取られている面が多いのでございますが、これは必ずしもそのよう

なことでもないと思います。この条約の成立が一番むずかしい点と申しますか、結局宇宙の最新技術を実用化して、世界じゅうの国がその利益を均等に利用できるという原則に立って、いま話が進められているのでありますが、この基礎となります国際的な協力のベースというものが、一つはアメリカが主となりまして開発いたしました宇宙通信の技術力、これをベースにしながら、また各国の利用に応じた資本の参加、しかもその上に、政府がその主権に基づいてこの実施を監督するような体制というように、いままでの国際的な協力の形にない全く新しい形の国際協力機関をつくらうというところに非常にむずかしさがあるわけでございます。一面、これは政府の参加するものであると同時に、事業者が利用するために実際の技術と資本を持ち合わせて協定をする。それに、つくり出す事業体に法人格を持たせ、非常に新しい国際的な機関にすることにつきましていろいろの法律的なむずかしい問題も新しく出ておりますし、その他、アメリカが従来支配的な地位を持つておつたこの従来のインテルサットを、ほんとうに国際的な協力機構に引き直すためのいろいろな実際の問題の解決方法というところ、ほんとうの困難さがあるのではないかと、思います。事実また、アメリカといたしまして、いろいろの点ですでに大きい問題についての情報を行なつておるのですが、現在の段階におきましては、むしろこの組織に新しくあとから参加してきましてスモールユーザーの国々、これは数としては多いのでございますが、アフリカ、中近東を含めますそれらの国がかなり運用の実際になじまず、また地球局も持たない、そういう未経験な立場にありながら、いたずらに国家の主権だけを強く主張するといふ一面もございまして、ビッグユーザーとスモールユーザーとの一つの理解の困難さというふうなものが、現段階においては成立の最終段階の一つの問題になつておるのではないかと考えております。

○樋上委員 この理事会におきまして、出資率を基礎にした二十名程度のほかに、出資率に關係なく一定の条件で選出された五名以内の署名当事者の代表で構成する、こうなっていますね。この出資率は、アメリカそれからその他の国の率は決定して、日本は幾らの出資率になるのですか。

○柏木政府委員 現在は、一九六四年にこの暫定機構が発足した当時の利用予測をベースにして、そのまゝの割合を維持しているわけですが、そのまゝで、日本はまだ一・七二%前後のものとなつてゐるのでございますが、今後の新しい協定によりますと、インテルサットの星を利用しますその比率によりまして毎年これを調整するということになつておりました、現状におきましては、日本の使用率は年々上がつております。したがういまして、協定の発効の時点においてはどうか、これは予想の問題でございますが、おそらく四%から五%くらいの使用率になりまして、世界の上ではアメリカ、イギリス、その次には日本というような順序になるんじゃないか、一応そういう予想を持っております。

○樋上委員 午前中に料金の問題、営業収支の問題がちょっと出ましたのですけれども、四十五年の例をとつてみましても、上半期で二十六億円の黒字が出ておる。下期におきましても同様二十六億円以上が見込まれております。で、いまだきまことにけつこうな事業であると私は思うのですが、国際電報は電電公社と並んで通信を独占する公共事業でもあることは御承知のとおりであります。その事業の性格からして利益をあげることは目的ではないと私は思うのですが、それは必要でしようけれども、利益は極力通信料金へ還元すべきでないかと考えるのです。この点午前中に副社長は下げておるのだということをおっしゃいましたが、もともと根本的に高いのであつて、下げたとは言えない。こういう点について、私は政務次官にお伺いしたいのですけれども、こういうことはいま私が申し上げましたとおり、通信料金に還元すべきであると思うのですが、どうでしょう。

うか。

○小淵政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、現時点におきまして国際電報の経営はまことに良好であつて存じております。したがういまして、料金の問題につきましても、引き下げるべく最善の努力を重ねてまいりましたことは、午前中での質疑に対しての御答弁で申し上げただろうと思ひます。と同時に、国際間のこうした業務に対する引き下げのプレッシャーというものは競争激化ののりからかなり激しいものであらうと存じますので、国際間の競争に勝ち抜くためにも引き下げということも考えられなければなりませんし、お説のように経営の内容あるいは会社の企業努力、そういったものによつて引き下げにつきましても、あつた限りの努力をしなければならぬことだらうと思ひます。ただ、国際電報におきましても、これからさらに大きな投資もしなければならぬと存じます。また職員の給与の引き上げ等の問題もあつたので、こうした問題を総合的に検討いたしまして、この値下げの問題につきましても結論を出さなければならぬ、このよう

に考えております。

○樋上委員 板野副社長にお伺いするのですけれども、今後の料金値下げの計画についてあるのか全然ないのかという点と、参考までにお尋ねしますが、事業概況報告の六ページの営業外収益と支出の内容についてお伺いするのでございますけれども、ここに営業外収益と営業外費用となつておりますが、この内容はどのようなものですか、この二つについてお伺いしたいのです。

○板野参考人 前半の料金を今後どうするかという問題につきましては、後半の営業外収益、費用につきましては経理担当の取締役から御答弁をいたしたいと思います。

料金の問題につきましては、先ほど政務次官からもお話がございましたように、過去、私も非常な経営努力と、それから技術の非常な進歩に依りまして、人手というものをできるだけ省いてきて、そしてこういう成果をあげてきてゐるわけ

でございますが、国際間の料金につきましては、電報と電話というのはやはり両者が協定によつてひとつつくり上げる、こういうようなことになつております。専用線は一方できる。しかし、それもやはり国際間の慣習がございまして、一方だけばらばらに下げてやるという様なことはなかなか両者の信義上、これはできるだけ避けてきておりました。先ほど政務次官からお話がございましたように、今後新局舎の建設、それから東南アジア・ケールと太平洋の地域を中心としたケールの問題、それから技術革新が非常に早いものですから減価償却をやるかやらないかで、その前にコンピュータなどの機械もどんどん入れてやらないと国際競争に負ける、こういう情勢が今後ますます激しくなつてくるので、こういう面につきましても多額の経費がまた要ります。それに

よつてサービスが向上いたしますので、また一般の利用者の方にもそれでお返しをすることもできます。こういうことに相なつております。それから従業員の待遇改善ということもいろいろ考えていかねばなりません。厚生施設もその点でございます。ただ、これも政務次官がおっしゃいましたように、国際間の競争もいろいろございます。それからさらに合理化を進めていくコストが安くなるかという努力もいたします。それから非常な技術の革新によりまして、たとえば電話の全自動化ということの導入になりますとステーションコールと申しますか、ダイヤルを回して相手方にすぐ連絡ができる、通ずることができ、

こういうことになりましますと、やはり料金の点につきましてもなるべく国民の方が利用しやすいような、そういうふうな今後料金問題をやはり考えていかなければならない。具体的に何になるかという点につきましては、また先ほど申し上げましたように欧米その他の動向も、東南アジア諸国の動向も考えながらやっていきたいと思ひます。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、テレックスなどの高速度の通信が入ります

と、おのずからそれで料金値下げと同様な効果が、一分間にたとへば百字くらいしか送れぬものが、たとへば五十ボート何字というものを三倍も四倍も一分間で送れるという様な、そういう新しい技術をお金をかけまして導入いたしました、相対的に料金が下がってくる。これはテレックスの全自動化でこの制度をとりましたときにも実際の料金値下げと同様な効果をあげておるわけでありまします。それやこれや勘案いたしまして、先生のおっしゃいましたような趣旨を十分に承知して、今後検討してまいりたいと思ひます。

○三輪参考人 お答えいたします。

先ほどお話ございました営業外費用と申しますのは支払い利息、それから財産除却費、雑支出費でございます。それから営業外収益では受け取り利息、それから雑収入でございます。

○樋上委員 それではこの際、国際通信の料金についておまな国の通話料金、通信料を説明していただきたい。大体アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、ソ連くらいの程度、いまいわりますか。

○板野参考人 概略お話し申し上げたいと思ひますが、詳しく資料はまた後ほど御要望がございましたら提出させていただきますと思ひます。

対米関係から申し上げますと、電話につきましてはパーソンコールと申しますか、相手方を呼び出すコールは十二ドル、四千三百円くらい、ダイヤルを回すと九ドルです。三千二百円くらいになります。これはアメリカも日本も同じであります。ヨーロッパも電話料金につきましては大体同じ、東南アジア方面でも、大体十二ドルとか九ドル、少し高いところで十五ドル等という様なところもございまして、

それから電信につきましては一番高くて、日本の国に入つてからの料金とそれから相手国に入つてからの料金、こういうものは少しずつ異なつておりますけれども、大体その間の料金は折半するということになつておりました、大体電報一通の

平均収入が千二、三百円になっております。

それから専用線でございますが、これはアメリカと日本を比べると、少し日本のほうが高い高うございます。したがって、先ほども申し上げましたように、電信専用につきましては、それを調整をはかるために一五・六%の値下げをいたしました。それから電話の専用線につきましては、これから少し検討いたしまして、大体対米関係につきましてはひとアメリカと大体同じようなところを持つていったらどうかということ、たとえば電話の一回線につきましては日本が月一万三千ドル、先方が九千四、五百ドルということにたしかになっておると思いますが、まだ少し料金の正確な数字を持っておりませんが、また後ほど御報告いたしたいと思います。

○樋上委員 それじゃあとで専用料金も含めて、料金の一覧表を資料として提出してもらえますか。

○板野参考人 そのようにいたします。

○樋上委員 この料金はいつごろからのもので、これはこのままずっと続けられていくものなのか、料金を改定する余地がないのか、それともいま副社長のおっしゃったようなほかの設備のほうです。この専用料金とか通話料また通信料は、ずっとこのままの料金で続けられていくのか、また、それはいつごろからの料金なんでしょうか。

○板野参考人 先ほどもちょっと申し上げましたように、電報、電話、テレックスの料金は協定をしてつくっておりますので、相手方の了解も得るというふうなことになるので、先ほど昭和三十一年以来電報料金を下げたり、電話料金を下げたり、それで専用料金も下げるといふようなことをして向こうと相談しながら先方さんとやってきておるわけでございます。したがって、今後ともたとえば電話の全自動化ということになりまして、ヨーロッパ方面ですでに相当利用がたくさん欧米間にはございますので、電話料金なんか少し下げる。ことばの問題もございま

で、ステーションコールといいますが、ダイヤルで回すような料金につきましてはだんだん下げておるようでございます。したがって、私どもやはり今後全自動化になるというふうなときには、そういう措置も考慮に入れながらひとつ調整をとっていきたい。

それから、専用料金につきましても、先ほど申し上げましたように、これは競争になるわけでございます。私どもはその辺を考えたがらやっています。何といいますが、経済力の低い国におきましては、なかなか料金を先方さんが下げるといふことはめったにやらないわけです。したがって、こういう方面につきましてもこれは話し合いながら、また私のほうで一方的に措置できるようなものもありまされども、それはそれとして考えていかねばならぬ。

それからテレビの料金でございますが、これも二年前ですが、テレビの料金を三〇%値下げいたしました。これもインテルサットの衛星の使用料金もまだ下がっていませんが、この一年のうちにはあるいはこれを下げてくるというふうな大体計画もあるようでございます。そういうようなところではまたいろいろ勘案いたしまして、テレビ料金の値下げも考えていく、こういうぐあいに今後諸外国の情勢その他を検討しながら、また話し合いによらなければならぬようなものは話し合いによって下げてまいります。また、先ほど申しましたように、高速度の通信を、相当の金がかかりますけれども、それに投資をいたしまして、一通のことを何倍かの早さで送ればそれだけ料金は低減される、こういう趣旨にもなりますので、そういう措置も積極的にひとつ進めていきたい、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

○樋上委員 わかりました。

昭和四十六年度の事業計画の中に、大手町局舎及び大阪中央局舎の整備があげられておるのですが、これは何を整備しようとするのですか、またどのくらい予算を必要とするのか、また内容がわかりましたらお願いしたいと思います。

○新川参考人 お答え申し上げます。

御承知のとおり、国際通信の設備は、日夜非常に急速な進歩を遂げておりますので、ここである整備と申しますのは、新しいサービスをこなすための新設備の整備でございます。具体的に申し上げますと大手町局舎におきましては、本年度テレックス交換機の拡張、国際電話交換機室の拡張、並びに新しいサービスといたしまして、専用線交換室を新設いたします。それから本年度から実施する予定にしております電報自動中継の機械化に伴いまして、その端末設備の整備も必要となつておるわけでございまして、それらの設備に伴いまして、それに必要な電源設備等の増設も必要と申します。予算といたしましては、それらに必要経費といたしまして三億六千三百万円を予定しております。大阪におきましては、やはり同様の理由によりまして、テレックス交換機室の拡張並びに先ほどの電報自動中継の機械化の端末設備を整備する計画にしております。このほうは予算は約一千五百万円でございます。以上でございます。

○樋上委員 同じく事業計画の中に、非常障害時の対策として連絡線の二ルート化、河内局の整備等があげられておるのですが、非常障害対策の概要と昭和四十六年度の処置の内容について説明願いたいと思ひます。

○甘利参考人 お答え申し上げます。

まず、非常障害時対策の概要について申し上げます。国際通信の非常障害対策と申しますと、一応地震、風水害に対する一般的な防災措置、中央電報電話局の機能を喪失したときの対策、また国内関門局、国境局間相互の連絡線の障害対策、さらには国際間の伝送路であります海底ケーブルあるいは衛星回線の障害対策、このように四つに大別してそれぞれ対策を立てております。地震、風水害に対しては、たとえば大手町の局舎のようにはゼロレベルに近いところがございます局に対しては、いかなる場合にも浸水しないように、それぞれシャッターなり適当な措置をしております。また、地震に対しては、関東の地震、あの程度の地震に対しては構造物、建築物、それぞれ耐え得るような設計をいたしております。さらに十勝沖地震あるいは最近のロサンゼルスに起きた地震、そういったものも十分参考にして、これらに対して機器設備、電源設備等が破壊されないような補強工作をいたしております。

次に、一番われわれ心配しております中央局の機能が喪失するような災害が起きた場合に対する対策でございますが、これは先ほど問題になりました関門局の二元化といったような問題が解決されれば、非常に大幅に改善されるわけでございますが、現在までのところはトラフィックがそれほど多くない状態で集中化の方向で進んでまいっておりますので、その場合における障害対策としては、広帯域時代といふことを考えますと、非常に小規模な最低限の施設しかできておりません。たとえば東京の中央局が機能を喪失した場合、たとえば埼玉県にありまして小室の受信所、ここを一応本社の中央局の代替局としまして、ここで電話六回線、電報の送受が五回線、それから横浜の電報電話局におきまして電報が五回線、それから小室と大阪局の間に電信二回線、電話一回線が相互に送受できるようにいたしております。

電信回線におきましては、若干の待ち時間をしんぼうすれば相当な疎通力になるわけでございますが、最も弱点となつておりますのは電話関係でございます。それで応急の施設としまして、四十五年度におきまして無線車なるものをつくりまして、これがいわゆる臨時の営業局所になるような機能を持つております。電話の交換が六座席ございまして、これによって小室を通りまして対米四回線、香港一回線、スイス一回線というふうな疎通をすることができるようになっております。また別に小室局から発信すれば、茨城の衛星通信所で十二回線程度の電話が行なわれるようになって

ております。しかし、いずれにしましても、こう
いうスケールでは、平素非常に大容量のトラ
フィックを扱っております。特に東京局の災害に
対しては、おそらくその災害時には一時に通話の
申し込みがラッシュをしまして、ほとんど使えな
いにならないというようなことになるのじゃないか
と心配しておりますが、これは国際回線ではござ
いせんが、ロサンゼルスの場合でも、一時にそ
の通話の申し込みが災害時に殺到してどの線も
なびきになっていくというような状態がござい
ました。あのときは日本からの対米回線もそう
いうことでロサンゼルスにはなかなか通じないとい
うような事態もございました。これに対してロサ
ンゼルスでは、移動用の小容量の交換機をトレ
ーで引っぱって応急の通話を疎通したというよ
うな例もございましたので、こういうことも今後参
考にしていきたいと思っております。

要するに、現状におきましては、電信関係につ
きましては、大阪が健在であって以上の施設がフ
ルに働きますと、かなりの、一〇〇%とまでは申
し上げられませんが、八、九〇%までの電報の疎
通は可能ではないか。テレックスのほうも、大阪
の十九回線が生きておりますので、これに東京方
面から回送することのできる十二チャンネルを加
えますと、どうやら、このテレックス加入者の罹
災程度いかにありますが、全体としては二〇%
ないし四〇%のテレックスの疎通が可能ではな
いと思えます。しかし電話につきましては、常時
三百回線以上の回線を運用しておりますのに五、
六回線というようなことではわずかに一、二%で、
これはあまり期待できません。以上のような状態
が現状でございます。今後広帯域で相互間に相補
完できるような局が多能的にできますれば大幅に
これは改良されると思えます。

次に、四十六年度の措置といたしまして、今回
は主として衛星ケーブル相互間のバックアップ
は、国際間で国際会議を開きましてお互いにバッ
クアップできるという体制になっております。し
たがって、それに必要とする端局装置関係を設置

いたします。また非常時における自家発電設備の
増力、それから私どもの持つております衛星局及
び海底線の陸揚局と電電公社の線とが、これは
二、三年前から二ルート化するよう施策を進め
てまいりましたが、残っております山口、茨城、
直江津のマイクローを設置しまして二ルートにいた
します。また河内の送信所が一応その業務を上野
の無人送信所に全部移管できましたので、その河
内の局を利用してここに電信を取り扱う装置
を設置いたしまして、十二チャンネルの電信が疎
通できるようにいたします。その際、現在太平洋
ケーブルが二宮に上がつて東京にきておるので
が、東京の機能が喪失した場合には、それを小田
原で切りかえて大阪のほうに回しまして、それ
によってこの河内の電信回線を生かす、こういう計
画で、これは四十六年度に実施いたします。その
ほか、浜田、山口と大阪以西の局から東京にきて
おります連絡線は、これを大阪に立ち寄れるよう
にしまして、そこで大阪局で運営できるような切
りかえをする、こういう計画をしております。

以上が、四十六年度におきます事業計画として
の内容でございますが、その総額は約四億二千八
百万円、かようなことになっております。

○橋上委員 最後に、ハワイへテレビ電話をつ
けるという話を聞いておるのですけれども、この構
想と、通話料金が幾らぐらいにつくか、それから
参考までに、テレビ電話は普通電話の何回線分を
必要とするのか、御説明を願いたいと思えます。

○新川参考人 お答え申し上げます。
ただいまの御質問は、今回会社で計画して
ますハワイと東京の間のテレビジョン電話のデモ
ンストレーションに関するかと考えておりま
すが、これは今年がたまたま国際電気通信開始の
百年目に当たりますので、その百年を記念いたし
まして、現在国際電気通信の展覧会を開催して
おります。その展覧会におきます一つのデモン
ストレーションといたしまして計画したものでござ
いまして、この業務がそのまま実用の商用業務に続
くものとは考えていないわけでございます。最初

にそれを申し上げます。

今回のデモンストレーションは、現在太平洋の
上に上がつておりますインテルサット3号衛星と
いう通信衛星を利用いたしまして、その通信衛星
の能力の中で常時国際間のテレビジョン放送のプ
ログラムの中継に使います部分の能力があいてお
りますので、その部分に今回のテレビジョン電
話の電波を通すということで臨時に設定したもの
でございます。そのテレビジョン電話は、まだ世
界各国におきましてどういう標準でこれが行なわ
れるか定まっていないうわけでございますが、今
走査線の数その他が現在のテレビジョン放送に
使っておりますものと大体似た程度の性質のもの
でございます。

○橋上委員 普通電話の何回線分をお使いにな
るのですか。

○新川参考人 失礼いたしました。先ほど申し上
げましたとおり、四メガサイクル方式と申しま
す。電話は四キロサイクルの幅を使っております
ので、約一千倍の能力を使うということになり
ます。ですが、実際はそれよりやや少ない、電話
の五、六百回線分の能力で足りると思っております。
ただし今回の場合は、最初に申し上げました
とおり、常時放送用テレビジョンプログラムの中
継に使います設備を利用いたしますので、具体的
に電話が何チャンネルつづれたかということとは
はつきり申し上げられないわけでございます。大
体数百倍の能力を使っております。

○金子委員長 土橋一吉君。

○土橋委員 私は郵政当局にまずお聞きしたいと
思うのですが、先ほど来いろいろお話がございま
したように、インテルサットの恒久化交渉の問題
はきわめて大きな問題が提出されております。先
ほどお話もございましたように、国際電気通信百
年を記念をし、また国際電気通信株式会社十九
年を祝して、いまが国の電信電話業務は国際的
にも大きく飛躍をいたしておると思えます。
そこで、一九六九年の二月一三月から、政府間

において第一回の国際電信電話の会議が持たれて
おります。その中心的内容は、先ほどから言われ
ておるインテルサットの使用あるいは監督、運
営、さらには共同出資の問題だと思っております。
まず、この問題についてわが国の郵政省はこの会
議に基本的にどういう態度で臨んでおるのか。そ
の基本的な態度は、御承知のように一九六七年一
月二十七日、ワシントン、ロンドン及びモスクワ
において協定を結び、わが国としては条約第十九
号、昭和四十二年十月十一日公布の国際的な宇宙
条約、この基本的な前文の規定及び第一条、第六
条の規定などに基いてやっておりますが、イ
エスカノーで答えてもらえませんか。どうも、わ
が国の国益を尊重し、国際電信電話のきわめてス
ムーズな業務運営のために、どうも努力の目標
をもって、また具体的にどういう態度でこの国際
会議に臨んでおるのか。会議は数回待たれており
ます。いまだ決着を見ないといわれております
が、決着を見たかどうか。決着を見たとするなら
ば、従来アメリカが主張しておるような内容とわ
が国の主張、あるいはわが国とオーストラリアと
の共同提案の内容などについて、ごく簡単に中心
問題だけ答えてもらいたいと思えます。

○柏木政府委員 まず第一に、宇宙条約の基本的
な精神にのっとり日本はこの会議に臨んでい
るかどうかという御質問でございますが、これはそ
のとおりでございます。

それから、その他日本のこの条約会議に臨む基
本的な態度につきまして簡単に御説明いたしま
す。

まず、今後の宇宙通信の秩序ある発展を促進さ
せる、こういうような国際協力の精神に合致した
恒久組織のすみやかな設定に積極的に協力する、
これが第一点でございます。

次に、恒久組織におきまして日本の発言権の強
化、特に当時から国内でいろいろ計画がございま
した種々の地域衛星打ち上げの権利を確保する、
そしてその他の国としての全般的な利益の保護増
進に遺憾なきを期する、これが第二点ございま

す。

第三点は、この協定の交渉の経過からいたしまして、特にアメリカとヨーロッパの先進諸国の意見の対立が非常に激しかったのでございしますが、これの対立の調整が協定成立の一つの大事なポイントであるという現実にかんがみまして、わが国の独自の利益に十分留意はしつつも、この両者の間の仲介をいたしあつせんのをとる、こういうような基本的な方針で臨んだわけでございします。

それで、日本の協定につきましてもあつせん案ということにお触れになったわけでございします。これは昨年の第二回政府間会議中に、さきに申しましたヨーロッパ諸国とアメリカの対立が非常に大きくなって、その時点で、一時会議が中断状態に入つてきた。その時点におきまして、日本とオーストラリアとがアメリカとヨーロッパ側の妥協のために一番問題になっております数点につきましての独自の案を示しまして、その基本的な原則が関係諸国の原則的に認めることになりました。それ以後会議が進展を見たということ、現在第三回の政府間協定会議で行なわれております条約案文の内容は、この協定案を骨子にした部分が非常に多いのでございします。

それから、この会議の成立の見通しということでございますが、最近、この一週間来非常に詰めた打ち合わせが行なわれておりますようでございしますが、残る数日間の会期中にこの最終的な話し合いができれば、この間におきましての話し合いが問題になつてきているようでございします。幸いにいたしまして、この間におきましての話し合いがまともなれば、政府間協定並びに付属の事業者間協定につきましても最終案文が確定されるという段取りになりまして、いづれ署名開放の際に各国がそれぞれ所定の手続を了しまして、協定の発効に至るといふ段取りになる予定でございします。

○土橋委員 山本章二という人の論文を拝見しております。インテルサットの内部でも、フランスなどが中心になつて、その業務執行と管理機能の権限が各国間で不均衡であり、とくにアメ

リカの私企業コムサットの絶対的な優位が公認されて、真の国際協力になつていないこと、インテルサットでは営利追求、投下資本の回収を目的としたコンソーシアムの手で商業的に運営され、非加盟国または非加盟事業体による宇宙部分の無差別平等の利用がはかられていないなど、国際的な公共義務としての宇宙通信の役割を果していないと、批判したのである。」「こういう個所があるわけですが、そのほかたくさんありますが、要するに私が申し上げたいことは、アメリカも航空と宇宙に関する法規をつくつております。そして大統領を中心としていろいろな諸権限を彼らは決定しております。そして私企業であるコムサットを中心として、この商業衛星通信という名前現在の衛星が打ち上げられたわけですが、これがアメリカは商業ベースを中心として、これを利用する各国に対して、また各国の事業体に対して、いろいろな俗にいう難くせをつくる、あるいは利潤追求を中心としてやつてきておる、それが欧州各国、中近東、先ほど話されたスモールユーザなどが非常に文句を提出されておる。」「

とで、国際紛争をいたしておるわけであり。」「と、この日本代表がこの中でオーストラリアとともにどういふことをやつておるかといふと、この文面などを見ると、全くアメリカの商業ベースを中心とした営利追求のコムサットの権限を依然として擁護するような、そういう体制下において国際会議に臨んでおるというふうな状態が説明されておるわけですが、私は、そういう観点があるとしても、こゝで読み上げるまでもございませぬけれども、四年ほど前に条約締結をいたしました月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、俗に宇宙条約と称しておりますが、この前文の規定をずっと見ると、いふような態度とするならば、こゝに遺憾といふべきやならない。

第一条の規定は、きわめて簡単ですから読み上げると、「月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用は、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行なわれるものであり、全人類に認められる活動分野である。」「月その他の天体を含む宇宙空間は、すべての国の国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、国際法に従つて、自由に探索し及び利用することができるとし、また、天体のすべての地域への立入りは、自由である。」「月その他の天体を含む宇宙空間における科学的調査は、自由であり、また、諸国は、この調査における国際協力を容易にし、かつ、奨励するものとする。」「きわめて民主的な、そして無差別に各国の平等を認め、宇宙、月を含んだ天体の利用について各国がそれぞれの権限を持つておる、こういうことを規定しておるわけであり。」「

六条の規定を見ると、「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。」「月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。」「国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行なう場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。」「といふふうな規定をしておるわけですが、これら規定から見ると、日本政府がとつたオーストラリアとの共同提案によるこの調停案というものは、まことにコムサットを保護し、アメリカの彼らの自国でつくつておる宇宙並びに航空に関する法令を中心としたそういう傾向が多いではないか、これは明らかに間違つておる態度ではないかといふふうには私は思うが、それについて、そうでないか、そうであるかと簡単に答えていただくまい。

○柏木政府委員 ただいまのお説の一番中心になりますところは、この新しい国際組織が商業主義、コムシャールベースで行なうという点にポイントがあるかと存じます。この点につきましても、後進国、スモールユーザも含めまして、この国際通信というものがそもそも商業ベースで行なわれているものである、しかもこのインテルサットという組織のいわばひな形になりました太平洋ケール、大西洋ケール等におきまして施設の共有、共同利用の原則というものが非常に効果をあげたといふこともよく認識した上で、このインテルサットという組織が、参加国が平等の機会をそれを利用し得る、またその使用分に応じた出資をし、費用を負担する、そしてまた利益が上がりましたらその出資に応じた分配を受ける、一つの合理的な商業主義のベースでございしますが、これ自体についてこれを反対する国は、結局においてはなくなつたのでございします。

問題は、そういうふうな組織におきまして、ただいまお引きになりました宇宙条約第六条等によります国際的な一つの政府間の監督というふうな問題をいかにしたら有効にこれに働かすかといふことで、一つは政府間総会の機能をどの程度これに与えるかといふような問題となつて、ここが討論が種々行なわれておるわけでございします。したがしまして、日本とオーストラリアが共同提案いたしました一つの商業ベースに基づく出資率をベースとした表決方式でございしますと、あるいは政府間総会をさらに設けるということにつきましては、ただいまお話がありましたように、宇宙条約に反するものでももちろんございしませんし、また、このインテルサットの考え方自体において間違つておるというものでもないと思つております。

○土橋委員 いまあなたの御答弁の中で、劈頭、商業ベースでこの問題は始まつたのだ。それはアメリカがそう言つておるのです。したがつて、なるほど人工衛星を太平洋と大西洋とインド洋に打ち上げたときは、そういう気持ちがあつたことも私はよくわかるわけです。金のもうからぬ仕事なんかやるアメリカ人は一人もおられませんし、これ

義、コムシャールベースで行なうという点にポイントがあるかと存じます。この点につきましても、後進国、スモールユーザも含めまして、この国際通信というものがそもそも商業ベースで行なわれているものである、しかもこのインテルサットという組織のいわばひな形になりました太平洋ケール、大西洋ケール等におきまして施設の共有、共同利用の原則というものが非常に効果をあげたといふこともよく認識した上で、このインテルサットという組織が、参加国が平等の機会をそれを利用し得る、またその使用分に応じた出資をし、費用を負担する、そしてまた利益が上がりましたらその出資に応じた分配を受ける、一つの合理的な商業主義のベースでございしますが、これ自体についてこれを反対する国は、結局においてはなくなつたのでございします。

問題は、そういうふうな組織におきまして、ただいまお引きになりました宇宙条約第六条等によります国際的な一つの政府間の監督というふうな問題をいかにしたら有効にこれに働かすかといふことで、一つは政府間総会の機能をどの程度これに与えるかといふような問題となつて、ここが討論が種々行なわれておるわけでございします。したがしまして、日本とオーストラリアが共同提案いたしました一つの商業ベースに基づく出資率をベースとした表決方式でございしますと、あるいは政府間総会をさらに設けるということにつきましては、ただいまお話がありましたように、宇宙条約に反するものでももちろんございしませんし、また、このインテルサットの考え方自体において間違つておるというものでもないと思つております。

はコムサットをやったことでよくわかるわけであります。しかし、この条約を締結した限りにおいては、この規制を受けなければならない。アメリカが御承知のようにワシントンにおいてちゃんと条約に批准をして、これを国内法として認めた限りは、これは彼らが持つておる航空宇宙に関する法律は、この国際条約によって制限を受けなければならない。したがって、いまあなたが前文とか第一条とか第六条の規定で、日本政府の代表として折衝したということになれば、商業ベースであるというような説明をしたり、あるいはまた、最後にあなたがおっしゃる通りに、共同分担として、コムサットは、たとえば従来ならば六〇%の権利を主張しておったわけだ。しかし、世界の各国から突き上げられて、結局それが四〇%に下がった。下がったけれども、日本政府の交渉では、やはりコムサットが従来の暫定処置期間中はもちろんであるけれども、これが一定の権限を持つことを要求している。またオーストリア政府も共同提案国としてそういうことを主張しているわけだ。そうすると、わが国の国際電報株式会社というのが、このことによってどういふ不利益を受けるのか、どういふ制約を受けるのか、どういふ圧迫を受けるのか、個々の条件においてどのような不都合なものが生ずるかということが、やはり政府代表としては考えなければならぬ大きな問題であるわけだ。そこを私に聞いていただく。

とところが、あなたの当初説明した、商業ベースで、そうしてまた共同負担その他の問題について、コムサットを擁護するような説明をするということは、この条約にわが国が賛成をして、この条約を公布した限りにおいては、当初は商業ベースでそんなものを打ち上げたかもしれないけれども、依然としてこの条約に基づいて、そうしてわが国を代表して折衝しなければならぬ。今日においてまだこれが依然として二分をいたしまして、政府間協定と事業体のそれぞれの二つのいわゆる共同会議その他を持つているわけであり

ます。それに間違いございませんね。そうすると、わが国としては、やはり国際的な電信電話業務とテレビを円滑にするために、宇宙に打ち上げられた人工衛星は、どここの人工衛星であらうとも、この条約の規定を中心として活動すべきではないのか。何でアメリカの肩を持つてコムサットなどを擁護するような体制をとるのかというところを政府が反省をして、この条約に署名をして、しかもこれを公布した以上は、当然この規定に従ってやるべきじゃないか。従来の商業ベースだというのは、冒頭から、あなたの説明を受ける。と、コムサットの擁護とアメリカの従来の航空宇宙に関する法律を中心とした態度でこの折衷案を出しているというふうには私は受け取れない。そうすれば、わが国の法律にも違反する。わが国がこの条約を認めた限りは、この条約の基本方針に従って、やはりわが国の利益とわが国の権利を主張すべきではないかというふうに考えるが、私の言っていることをあなたは受け取るのか受け取れないのか、イエスかノーで答えていただきたい。

○柏木政府委員 お答え申し上げます。

国際電報が商業ベースでこの新しい組織に出資をし、これを利用する、こういう点については、これは宇宙条約にその点については、直接問題になる点はないかと存じます。ただ……

○土橋委員 ちょっと、柏木さん違ふのよ、私があなたに聞いているのは、その業者間協定においてどういふ金の使い方を、どういふように管理をするかはその次の問題であるわけだ。わが国として、このインテルサットは、この条約に従って交渉するしかないかということをおあなたはつきり答えてもらえないのか。

○柏木政府委員 ただいまその一面を申し上げたわけであります。その次の問題といたしまして、日本は先ほど申し上げましたように、基本的な一つの態度といたしまして宇宙条約にも従う一つの根拠を持つてこの協定に臨んでいるわけでございますが、特に地域衛星の打ち上げ、利用という問

題につきましては、この宇宙条約にございますように、第一条の月その他の天体を含む宇宙空間につきましても無差別平等の基礎に立つてこれを利用できるといふ条文があるわけでございます。これを根拠といたしましてインテルサットの加盟国はインテルサット以外の星の利用は認めないというアメリカの主張に對しましてまっ向から反対をいたしました一つの反対提案をいたしまして、これ幸い大方の支持を得まして、これについては宇宙条約の精神にも沿い、また国益にも沿う一つの案文ができたということでございます。

○土橋委員 それは日本代表の一番いいところなんです。そうやったことが日本代表の一番すぐれた点だったわけで、ほか全部問題にならなかつたわけだ。あなたがそれをやったことにおいて、ソ連が要するに自国で打ち上げておるスプートニクの問題も一応救われておる。この人も書いておるわけだ。その点は私は評価いたしますけれども、基本的にはいま申し上げましたように、コムサット擁護のために日本政府は何の必要があつて、そういうアメリカの航空や宇宙に関する法律をたてにとりながらヨーロッパ大國であるいはその他の國々が反対しておるにもかかわらず、そういうくだらないあつせんを出すのかということが問題であつて、あなたが出したのは功名だったわけだ。そのためにソ連がいま打ち上げておる四つの国内衛星というものが、一応一つの市民権を得たわけだ。私がここであなたにお願いしたい点は、わが国がこの太平洋とインド洋に打ち上げたものによって、すべて二宮とか直江津の海底ケーブルは別として、これで足りるのかどうか、私はまだ大西洋に打ち上げておるこの三つでは、地球全体として、大きいことになりすけれども、地球全体のいわゆる国際的な電信電話を可能にするものではないかと思う。たとえばヨーロッパ諸國あるいはソビエトあるいは北のほうのノルウェーなどは、赤道直下の上になんともを上げ

ういう形で打ち上げておるわけだ。そうするとこの一番極におる國々は一体どういふふうになんテナを張らなければならないのか、そのテレビやラジオは聞こえるのか、これはあなたのはうで、国際電報で出している資料によつてもちゃんと説明しておるわけだ。そうすれば、この三つのいわゆる宇宙衛星船だけでは足りない。特に国によつて、たとえばニュージラードのような國はあんなすみっこにあつて、赤道直下の上に打ち上げたもので問題は解決するかどうか問題があるわけだ。したがって、国内において適時衛星を上げなければならぬという問題が出てくるわけだ。またわが國もそういうことについてはやらなければいけないわけだ。そうすると、私の言いたいことは、そういうことから勘案をいたしまして、現在ソ連が出しておるこの問題についてもやはり正當性を認めなければいかぬ。それは第一条の規定によつて、各國は平等であるということ、前文の規定がそういうことを保障しておるわけだから、それについてはあなたは私の説に賛成か反対か、それだけでけっこうです。答えていただきます。

○柏木政府委員 今後世界の各國が宇宙通信を平等に利用できる、これは一つの理想でございます。し

たが、このことは新しいインテルサット協定の前文にもこの趣旨を掲げているわけでございます。したがって、インテルサットに入ると入らないにかかわらず、つまりこれは投資すると投資しないにかかわらず、この星を利用するという道はつけられておりまして、現にまたインテルサットにはまだ入っておらないが、インテルサットに入つておる國の地上局を通じてインテルサットを利用するということをしていける國もあるわけでございます。また一方ソ連のモルニヤ系というやうな別の系統の通信衛星組織があるわけでございますが、これを利用することにつきましては、ただいま申し上げましたようにインテルサット以外の星を利用するということにつきましては、これは確保されておりますので、一定の条件でこれは認められておることでございますので、他

日そういうような具体的な必要性があつて、それがほんとうの必要性があれば、そういうようなことも日本としては考えるべきだろうと思ひます。ただ、さしあたる通信の事業といたしましては、御承知のようにソ連、東欧圏につきましては日本海ケーブルというふうなもので、非常に性能のいい通信のルートもございますし、インテルサットの容量もますます追加されているというところでございますので、ここ当分は具体的なそういう必要性はほないではないかという見通しを持っております。

○土橋委員 わが国の政策としては、やはり将来わが国の国内において衛星を打ち上げて、そしてわが国の放送事業をもっとスムーズにもっとできるような体制をとる時期があろうと私は思うのです。またそういうふうになければならない。わが国は決してスモールユーザではないわけですからして、先ほどの料金関係から見ても当然だと思ひます。私は、そういう点について、あまり自分の国の権益を縛るような、アメリカに奉仕をしてアメリカの追従国のようなことをしない、やはり独立国家としてこの政府間協定において各国の様子、各国の動静を見て、き然たる態度をとって、宇宙条約の十七カ条の条文に従つていただきたい。わが国も人工衛星を打ち上げて、そしてテレビその他についても活発なそういう活動ができるようにすべきである、こういうことを私は言いたいわけなんです。よろしゅうございませうか。——このコムサットが今日も依然として四〇%の権益を擁護しなければならぬという立場をアメリカは主張しております。またこの政府間協定においても二者協定の、アメリカは四者協定のいろいろな案を出してきておられるわけです。やはりわが国としては、安保条約下における状態だけれども、これは政府がやるから、わが国の電波関係についてはやはりき然たる態度をとって、独立国家にふさわしい態度をあくまで貫き、この宇宙条約の基本理念に従つてやっていただきたいということでありませう。

次は、国際電電会社の方にお尋ねをいたしますが、皆さんのほうでもやはり国際会議に出る権限を政府から付与されております。そしてあなた方はこの国際会議の運用協定に参加する権限があるとは私は思う。まあその他のいろいろな関係であるいは政府が代表してあるかも知れませんが、ここでもインテルサットの投資分担、利用料金、借り入れ金、経費、地球局の申請承認、回線の割り当てであるいは調達、事業の運営、そういう細目に至るまでやはり協定をすることに相なつておるわけですか。これはまあ業者間協定ですから、そこで大いに商業ベースを発揮してけっこうだと思ひます。これは要するに政府間協定によつて宇宙天体やそういうものの利用原則をきめておられますから、この限度においては最大限に活動しなければならぬというふうに私は思つております。副総裁はそれについてどういふふうに考えておられるのか、それでいいのか、それとも政府におんぶしたきりでやらぬというのか、ちょっと聞きたいわけですか。

○板野参考人 お答えいたします。

ただいま先生からお話がございましたように、国際電電電話株式会社はこの暫定協定下の運用協定の中に唯一の日本の事業体として指定をされておりました。しかもこの理事国の中の一つとしてこの会合のために出まして、私どももいたしましては、全体の日本の政府の御方針もありますし、また日本全体の利益という点もございまして、それら等を十分に考慮しながら、かつまたたいては先生がおっしゃいますように、これは宇宙条約にも関連してまいります。それから関連の国連関係の決議等もございまして、それらの点につきましても十分に配慮しながら、私どもはこの理事会におきまして主張すべき点を主張いたし、そしてまた私どものKDDとしての経営、企業活動もございまして、そういう面につきましても十分に意見が通るように私どもとしては配慮してやつてまいりまして、今日まで私どもそうきたる支障もなく運営に参加をいたしておる現状でございます。

ございます。恒久制度の点につきましても、私ども政府の御方針あるいはわれわれの会社のいろいろな経営活動の点から申しまして、先ほど監理官からは御説明がありましたように、日本の利益あるいはKDDの事業の利益を守つていく、こういうことで努力をいたしてまいっております。

○土橋委員 私は、先ほど、料金を下げて佐藤政府のもつては異例の存在だと考えて、一応敬意を表しております。しかしながら国際電電はそういうふうになんだん料金を下げるというところは、先ほどお話しございましたように、技術の進歩あるいはその他ケーブルの非常に完全な、効率化とかいう問題があるものと存じます。いま一つの面から見ますと、これはよけい取り過ぎたおつたのじゃないかという面も考えざるを得ないわけですが、これよりもっと大切な問題は、佐藤政府が高度経済成長政策という、いわゆる国民収奪の物価引き上げの政策をやつておるわけですか。そういう面から見ると、皆さんの活動は非常に多とすべきであるけれども、さて国際電電を使う者は一体どれか。そうすると、私のような貧乏人や失礼な話ですが一般の勤労者、中小業者、農民は、これは使うどころではないわけですか。たまには自分のむすこがブラジルにいるとかあるいはロサンゼルスにいて電報ぐらい打つことはあるけれども、これを使う主体は一体どれであるのか。そうすると、これは大企業や外務省やあるいは大資本家、大証券会社です。そんな諸君のために料金を下げてやつたって何の値打ちがあるかということでありませう。つまり問題は、高度経済成長政策に従つて大資本に奉仕するような電報料金や電話料金やテレビでもそうです。先ほど、たいへん下がつてうれしいわけですか。しかし、取らんほうの一般大衆は、依然として料金が上がるだけで、三〇%下げたからといって、失礼な話だが、NHKは三〇%下げるわけはないわけですか。それは他の面においていろいろ活用はしておるとは思ひますけれども、だからあなたの、下げてくださることはまことにけっこうだけれども、下げられて喜

んでおるのは大資本家や外務省やあるいは大証券会社や大きな企業であつて、国民は下げられたつて何にもありがたないわけなんだ。そういうギャップについてどういふように——大衆も納得でき、下がつたために国民生活が非常によくなつた、物価が安定して、下がってきたというふうな道をぜひ考慮していただきたい。そうでないと、結局においては高度経済成長政策、新全線に奉仕する国際電電会社といわざるを得ないわけですね。佐藤政府は喜んでしよう。大資本家は喜んで、国民には何ら均等しないということであつてはならないということを私は憂へるのであります。

最後に、時間が参りましたので一つだけ。国際電電では、勤続十六年——十五年でもけっこうです。おそろく四十歳近くなつておると思うが、毎月うちへ持つて帰る手取り、何ば月給を出しておるのか、人事関係の責任者から……。毎月持つて帰る金は幾らか、つまり組合費とかあるいは源泉課税とか共済費を引いた手取りは、一体幾ら持つて帰るのか。正直に言つてくださればいい。この間みにいたに電電はうそを言つて、きようはあやまつていたのだけれども、そういううそを言つてはいけません。ほんとうのことを言つてくだされ。手取り何ばぐらい持つて帰るのか。

○増森参考人 お答え申し上げます。

四十五年十月一日現在でございますが、三十二歳で基準内で七万一千七百二十円になっております。

○土橋委員 七万一千余円というお話でございますが、そこへ持つていって、源泉徴収とそれから組合費なり共済費なり、その他そういう諸払いをすると、大体手取りで何ば持つて帰りますか。大まかなところでよろしい。

○増森参考人 お答え申し上げます。いまそういう資料を持つておりませんので、ちよつとお答えしにくいと思ひます。あしからず……。

○土橋委員 私が答えてあげます。大体六万円をこそこだと思つて。いまの年齢から見ますと、三十六歳で十六年勤続で、現在六万数千円—数千円までいかに増えよう。六万円前後でしよう。そういたしますと、女房があるし子供も二人ぐらいいる、あるいはおばあちゃんかおじいちゃんがいる、大体こういう構成、これで六万円前後の金をもって一休食わしていきけるのか、どうでしょう。私は非常に問題ではないかと思うわけです。そういう従業員をかかえて、先ほどお話しがございましたように、上半期で二十六億円、下半期で二十六億五千万円の収益をあげておるといふことになるならば、これは現在の物価情勢から考えて、当然少なくとも一萬五千元程度はベースアップしなければならぬ。いま私鉄なんかストライキをやっております。私は当然だと思つてわけです。したがって、従業員全体の賃金を上げる、暮らし向きをよくしてやるということが、やはりこの事業全体の推進の上において欠くべからざる要件だと思つて。副社長さんとか常務理事さんはそういう生活にあまりいまい親しんでおられぬからわからないでしょうけれども、この六万円をこそこが一番苦しいところだ。ましてや十年くらい勤続ならば五万円は持つて帰ることはできない。この人たをどう救済する考えているのか、私は板野さんにとくと承りたい。だから今度は労働者がストライキをやったり、非常に苦しんでおる。これはただごとではないわけですね。自分の女房や子供をかかえて、おじいちゃん、おばあちゃんを連れて、借家で、そして物価はどんどん上がつてくる。国際電電の幹部からは締めつけられる。それでは、とてもじゃありませんが、まともな仕事はできないと思つて。それに対して、板野さんは一体どういふ所信でこの問題を解決しようとするのか。一萬五千元程度の大増賃上げをほんとうに認めて、基本給をよくしてやるかどうかという点について、私は確たる返答をお願いしたいと思つて。

○板野参考人 お答えいたします。私どもの参考になりますお話を伺ひまして、たいへんどうもありがとうございます。私どももいたしましては、企業でございまして、企業からある収益につきましては、これは株主さん、それから将来これを使ひます顧客の方面にもこれが十分よくサービスができるように、これも考えていかなければならない。それからやはり事業は人がもとでございまして、先生おっしゃいましたように、私どももいたしましては、給与の面につきましてはできるだけの措置を講じたい。こういうことで、現在までもやや上の部類ではないかと私ども考えております。利益があるからといって、私どもがそれをまた使つてしまふと、いろいろな設備もできないとか、いろいろな点もございまして、先生のおっしゃいますような事柄につきましては、とくと私ども今後とも考慮いたしまして、特に中高年層対策というものは、初任給はいままではまことに低うございまして、その後、その点は十分加味してやつておりますし、今後もうやつていきたい、こういうぐあいに考えております。

○土橋委員 最後に、これは電電公社の資料でございすけれども、あなたのほうの会社とそう差はないと思つて、十二年勤続で満三十歳、この基本給が四万九千七百円です。このほかに八百円の勤務手当とか些少のものはあります。しかし手取りは大体四万二千円から四万三千円です。そうすると、わが国の慣習によつて、三十歳になれば大体奥さんがあると思つて。奥さんと子供一人です。これで四万二千円うち持つて帰つて、家賃を払つて一休暮らせるのかどうか、どうですか皆さん。これはぜひ自由民主党の通信委員の方々にもお聞き取り願ひたいと思つて。この問題は、わが国の賃金体制がいかに低いのかという最も端的な証拠だと思つて。これが電電公社の実態です。おそらく郵政省も、勤続十二年、満三十歳ぐらゐではこの程度の手取りしかないでしょう。四万円をこそこです。

そうなつてくると、わが国の佐藤政府の政治下において低賃金政策もほどほどであつて、いまのような物価が上がつて非常に苦しい、しかも公害だ、交通災害だ、おまけに時によつては御承知のやうな状態で歩かなければならぬという事態もある。こういうときに、この程度の給料で三十歳の人が世間並みの暮らしができるのかどうか、私は、これはまことに憂慮しなければならぬ問題だと思つて。満三十歳で奥さんがあつて手取り四万をこそこしかもらつて帰らないということであつては、私は何といつても腹がおさまらない。これは私個人の問題ではないと思つて。労働者階級がこんな痛めつけられて、しかも訓告処分を受けるとかなんとかいうことをやるのはまことに不都合千万といわなければならぬ。したがつて、国際電電はそのような轍を踏むことなく、住宅の面とかあるいはまたその他の労働条件の改善のために真剣に努力されんことを強く要望して、そのイニエスカノーカをもう一回最後にお聞きして、私の質問を終わる次第でございす。

○板野参考人 ただいま先生のおっしゃいましたことを私も拳拳服膺いたしまして、一般の利用者の方、それから私どもの事業に働く従業員の点につきましてできるだけ努力いたしたい、かように考えております。

○土橋委員 終わります。

組、特にテレビ放送の番組の低俗化傾向に対し強い批判があること等にかんがみまして、まず放送番組の問題を取り上げることとし、これまで四回にわたつて参考人の出席を求めて、意見を聴取する等の調査を行なつてまいりました。

参考人の氏名及び意見等調査の詳細については、会議録によつて御承知願うことといたしますが、この際、これまでの調査の要点を簡単に御報告いたしておきます。

まず第一は、テレビの低俗番組が問題となつてゐる事実についてであります。この点に關しては、視聴者団体や婦人団体など放送の受け手側の参考人から、アンケート調査の結果等を引用して、最近のテレビ番組の中にはいふゆる低俗番組が相当にあることが指摘され、小委員からも具体的な事例をあげて質疑が行なわれたのであります。この点に對し放送事業者やスポンサー等送り手側の参考人からは、何が低俗であるかは議論の余地があるとしても、現状においては、一般に低俗番組といわれるものがあることを認め、送り手側としては、改善に努力している旨の発言がありました。

第二は、どうしてテレビ番組が低俗化するかという点であります。この点については、一参考人より、テレビのキー局が多過ぎること、視聴率競争が激し過ぎること、放送事業者のモラルが低いこと等が番組低俗化のおもな原因であるとの指摘がありました。この意見については、放送事業者の一部を含めて大かたの参考人が同意を示し、小委員もまたおおむねこれに肯定的でありまして、その後の質疑は、この三点に多く集中いたしましたのであります。

第三は、いかにして放送番組の浄化をはかつていくかという点であります。これは前述の番組低俗化の原因とも関連する問題でありまして、キー局の整理、放送事業者の自覚の喚起、視聴率本位の営業方針についての反省等についての議論も行なわれましたが、実際の改善の方法としては、受け手側の参考人から、視聴者団体の育成や放送番組

向上委員会の強化が提案され、また、参考人として出席した同委員会の委員長からも、番組向上委員会としては組織や財政を強化し、一そう積極的にその役割りを果たしていきたいと考えている旨の言明がありました。なお、番組改善の方法に関しては、おおよその参考人が番組の規律はあくまで自主的な規制をたてまえとすべきであるとの見解であり、したがって、昨年郵政省が計画されたいわゆる官製モニターに対してすべて否定的であったことを付言いたしておきます。

このほか、小委員会の会議においては、多くの賞品で視聴者をつるクイズ番組やCMの問題、番組に関連して、放送事業の経営事情や広告業界の実情等についても調査を行いました。今日までの調査によつて、テレビ番組の低俗化についての問題は、おおよね浮き彫りになったものと考えられますが、小委員会としては、これらの問題点について、郵政当局及び放送事業関係者が十分に留意し、それぞれの立場において番組の改善を促進していかれるよう期待するものでありまして、通信委員会としても、テレビによる映像文化がわれわれの日常生活を支配して、ものの考え方や生活様式までいつの間にか左右されている現状から見て、今後のテレビ番組の動向に関心を持って見守っていききたいと存するのであります。

以上をもつて、中間報告を終わります。
○金子委員長 これにて小委員長からの中間報告は終わりました。

次回は明二十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会